

渡る。一昨年十九年十一月三日高畑氏此近傍に於て熊大小二頭を銃殺し獲たりと。沖里河に至れば亦囚徒の宿泊する草屋あり。行く一里許地勢稍々高く左右樹林なく右には山端の円丘状をなせるあり、左右には増毛の山岳所謂増毛山道を雲烟縹緲の間に望み風光最も佳なり。聞く今見る所の増毛の山岳は札幌より望む所の背面なりと、既にして青江法華に至る。空知川を距る六里の程標あり。四辺樹林に遠ざかり開潤なる一平原を形づくれり。行くこと十余町坂路あり工事未だ竣せず坂上より折れて右に向ふ。標杭あり「国見峠」と書す。此処頗る遠望に富あり、故に国見峠の称あり、其西北より西南に亘りて茫々たる畠野は世に七里の平原と称ふ。雨竜の逸雲(イッチャン)野なり、其青色なるは樹林地、黄色なるは草原なり。此畠野を圍繞し西北遙かに雲を衝くは増毛山なり。夫れより南に青黛を延く如くなるは浜益地方の山岳なり、南西に聳つは阿蘇山なり、南に蜿蜒起伏するは樺戸の連山なり、是安村・高畑二氏の余に語る所、加ふるに石狩川は眼下の樹間に隠見し其風色の美なる真に愛すべきなり。唯風光の美なるのみならず今見る所畠野は前日タッポコ山上より見る処と異り地味の豊饒なる敢て上川原野に譲らずと云へり。他年此処に登らば炊烟の盛なるを見るべく其壯觀必ず趣を異にすべし(略)

九月二十三日、上川視察(略)

九月二十四日、上川視察(略)

九月二十五日、曇、忠別発

(前略)正午国見峠に至る。監獄署員亦行厨を具へて待つ、一同乃ち午餐を喫す。聞く後れ走せの馬丁、神居古潭の坂道を登る時路傍の林中熊兎の胡桃樹に上れるを見たりと。其高畑氏の目に触れざりしは僥倖なりしならん。午后一時三十分此地を發し馬を駆りて、同四時空知太事務所に達す。後れ走せの人々の来りしは同六時頃なりし。余は又、沢田、蓮の両氏及び社長と事務所の一室に宿し、札幌市人等は倉庫内に宿す。又江別、市来知の人々は忠別より陸行し空知川を渡りて前岸なる渡守の小屋に宿せり。是れ帰途の便を計るが為めなり。

九月二十六日、晴

午前六時四十分、空知太事務所を發し、船に乗じて樺戸に向ふ。看守長境谷通亮氏船中に在て諸事を周旋す。此船は安村典獄の考案に出で其構造は高瀬船、茶船を折衷せしものにして其名を空知丸と稱し長十間巾一丈船積大凡百石あり。囚徒の製造する所なり。本年六月空知太に於て進水式を行ふ。此地同形

の船一艘あり此二艘を以て樺戸、空知間の運送に使用す。然れども空知川流木夥しきが為め夜間は往復を停むと云へり。舟子は囚徒七、八名、艫に挺を操し、又棹を操る。空知川を下ること一里余石符本流に入る。前面の樺戸のオソキナ山を望む。須臾にして左に見又右に望む、以て河流の迂回曲折するの甚しきを知るべし(以下略)

九月二十七日、札幌帰着

このあと永山長官は上京したまま新年を迎えてもなかなか帰任しないという異様な時日が過ぎ、人々は長官の動静にさまざまな憶測をとぼしていた。

長い出張から帰ったあとに出された施行は徴兵令と屯田兵条例の改正であった。明治二十二年一月、五カ年計画で屯田兵二〇中隊の増募案を決めた永山長官は同年七月、屯田兵条例を改正して、その第一条は「屯田兵ハ陸軍兵ノ一ニシテ、北海道ノ兵備完整ニ至ルマデ該地ニ配置シ、其ノ警備ニ充ツ」とし、従来の屯田兵本部を司令部と改称し、屯田兵の増強養成に意欲を燃やした。

第六節 集治監と囚人使役

1 樺戸集治監の設置

集治監すなわち監獄のことである。北海道の初期開発はこの集治監及びその関係者によって行われた。

囚人は未開の原野を切り開き農地開墾、試作、内陸部への道路開き、橋梁架設、移民家屋の建設、各施設の整備を厳しい監視を受

けながら人権無視の自由がない画一的な取扱いであり、それに耐えられない者の死をもつての犠牲を払いながら、重労働の土工、採炭、農耕伐根作業を重ねて、北海道開拓の礎となったのである。

当時の政府は明治十年（一八七七）の西南戦争で生まれた多くの国事犯の処置に困っていた。翌十一年元老院は全国の囚人を一つの島に集めて総懲監と称する決議をして、その島は三宅島、大島などを候補地としてあげていたが、最終的に北海道を指定した。

明治十三年七月、政府は刑法を改め囚人を新天地開墾に転用できるふくみを持った法律上の措置をとった。内務省はその前に黒田長官に集治監設置の候補地選定を内々に依頼していたが、長官は石狩シベツ太、後志（羊蹄）山麓、十勝川岸の三カ所を候補地としてあげた。

内務省は同年四月、御用係月形潔を主班として海賀直常外四名を土地選定のため北海道へ出張を命じた。まず後志山麓は人家が近すぎ、次の十勝は遠浅で船舶の便が悪く、続いてシベツ太を探検調査した。

月形は札幌にとどまり海賀が責任者となって開拓使役人二名の応援を得て役員二八名が調査に向かった。この時の同行記録係吉川貞夫の手記は次のとおりである。

五月十一日海賀外四人シベツ探検の途に上る。先ず札幌を発し雁来にて水陸二途に分れ、陸行者は当別經由の路線調査（注 当別には伊達邦直主従が入植済）を兼ねるものにて、道庁より梁田政蔵を同行せしめ、役吏二十三名、計二十八人にてテント及食料を携へ、札幌より二十二町の乗船所たる雁来まで調所大書記官に見送られ、其所より丸木舟三隻に分乗して豊平川を下ること五里に

して対雁に来て一泊した。此処より舟行者は惠別（江別）まで二十五町を徒歩し、其所にて長さ四丈幅二尺五寸の刳舟三艘を雇ひ、内務省の守口御用係は外三人と人夫九名との長として出発、幌内太にて天幕を張り露宿、翌日ポロピリ、ビバイタツプを経てシベツ川に着いた。

陸行隊は対雁よりシノツ川を溯り三十町余にして当別村の新道に上陸し当別村に辿り着き伊達家移住団团长吾妻謙方に一泊、翌日吾妻も同行し当別川を渡り往々木を削り「内務省官員通路」又は「是より山に沿ひ行けばシノツに達するを得る」等と誌して道標となしつゝ進む。山間水乏しく「コクワ」の木を伐る。清水渴を慰するに足る。ダニ、ブトに苦しめらる。翌日進路に付き「北」と「東北」との二説対立したが遂に東北説を採る。道路泥濘甚だしく、午後は山に分け上る。

人夫曰く「米塩僅に今夕を支ゆるのみ、今日中にシベツに達せざれば爾後は粥食して食ひ延ばすを要す」と。人皆黙して語らず。案内者たる開拓使官員の言によれば、札幌より三日にしてシベツ太に達すべきであったが、念の爲め五日分の食糧を準備せるに既に三日を過ぎし、尚ほ未だ目的地に達し得ぬのである。四日目に山を越え、平地を行き、又山に登ると広原があった。案内者曰く「シベツ原野なり」と、皆大に喜んだ。シベツ川を渡り石狩川に出で着船所に行った。先に来て居るべき筈なるに川行隊は未だ在らず、大に憂慮中二艘の舟は舳艫相含んで下つて来た。水陸相和して歓声をあげた。同夜は河辺に露宿した。全員を数班に分け三日間に亘り実地検分した。土地広潤にして、予期の囚人を包容するに足り、主府札幌を去る約十里、敢て遠しとせず。当別村市街地は七里を出でず。監獄所在地として恰適の地なりと報告し、月形は急遽歸京之を復命することにした。

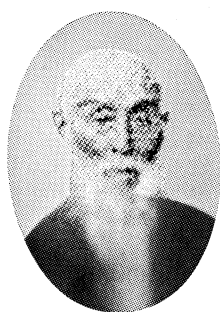
本省に於ては、先年元老院決議の総懲監問題は行悩みとなり、差当り樺戸集治監を設置することに省議決定したのである。

探検隊の一行は海賀外六名四五日分の味噌を携へ、シベツ太より山野を跋涉し、木を削りて道標を残しつゝ当別に至る直線路を測量した。明治十三年十一月須部都（シベツ）川北岸の高燥地をトし、用地二四、二〇三、五六一坪（後交換分合の結果三四、九四〇、八一五坪となる）を定め、同年建築用材を伐採し、翌十四年融雪後工事を起し、九月三日開庁式を挙行した。

これより先、臨時派出の懲役終身囚三十九名を東京小菅監獄より移し、樺戸

集治監の名称の下に、内務省権少書記官月形潔が典獄を命ぜられ、愈々庁務が開始された。

海賀直常は天保十四年福岡県浅倉郡秋月町に旧秋月藩士の次男として生れ、東京に出て明治六年代言人（弁護士）制が公布された時、全国最初の代言人になった。その後内務省に入って警部となり樺戸集治監敷地選定の任を帯び来道して以来永住し大正八年七七歳で世を去ったが、月形では集治監警守課長兼興業課長を拝命し、一時看守長も兼ねた。明治二十年ころから自営農業に従事したが、村農会長、土功組合長、北海道燕麦生産代表者連合会長などの公職につき、さらに官公衙工場の設置、札沼線鉄道の敷設運動などに尽力し地域の振興に多大の功績を残している。



海賀直常翁



月形潔

月形潔は筑前福岡に生まれ、福岡藩黒田侯に儒者として仕えていた。権少参事となったが維新後は司法省八等出仕、東京裁判所小検事内務省御用係となつてから初代樺戸集治監典獄となったのである。集治監を北海道に設置したのは當時の国情が囚徒の激増を招くことを見越したため、その収容力を満たす北海道を選んだもので、開拓に使役することは意見として一部にあったが重要視はしていなかった。しかし北海道の実情を知った集治監関係者やその中でも海賀直常は未開地開拓

に先づ囚人の手で開墾し、成墾が出来たら民間に払下げて次第に全道の開墾をしていくという抱負を持っていた。

樺戸集治監沿革略記にも「本監を北海道に新設し、囚徒を収集せしめらるるは其主旨専ら開墾農耕にあり、無頼の徒を化して有土の民たらしめ、兼ねて富国の一端を作為するに至っては、本監の固より其の責に任ぜざるを得ざる所なり。故に本監囚徒の役業は農事を以つて第一とす。」とあり、農耕開拓に重点を置いていることは明らかであった。

開庁当初はもっぱら開墾で石狩川畔に一町歩余作付をしたが、鳥害、雨害などのため不作に終わったものの秋までに約六町歩を七百四十余人で開墾した。翌十五年一月出役仮小屋を設け六十余名で五〇町歩を伐木し、四月の融雪を待つて開墾を始め、内三十余町歩に二五種の作物を作付した。十六年には八十余町歩に粟、麦、大豆を作り自給自足を図ったが蝗虫害、冷害で収穫皆無となった。

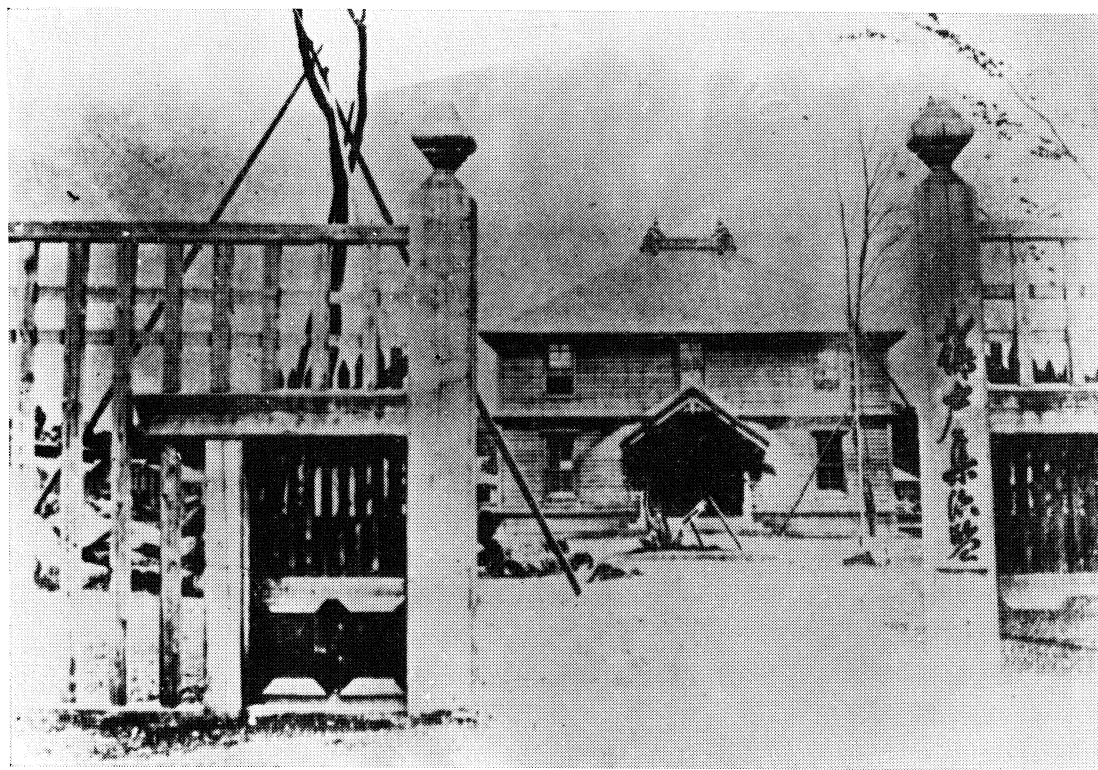
十七年には二三〇町歩に作付できるまでになり、耕地の区画を改正して排水溝や作道を開き堤防地を定め、収穫物置場などを整備し、秋には相当の収穫を得たといわれる。この年にも開墾をして総耕地三七〇町歩に達した。

月形典獄上川郡巡視 この年十月典獄月形潔は上川郡巡回視察を行い、石狩川沿岸の開墾適否、水運などの調査をした。

典獄上川郡巡回日記

明治十七年十月六日典獄月形潔属僚数名ヲ率ヒ上川郡巡視トシテ淀川船

〔本監備給簿〕ニ搭シ午後解纜「石狩川」ニ廻ル
〔戸丸第四号〕



樺戸集治監庁舎と正門 明治14年8月10日開庁の樺戸集治監本庁舎



月形の樺戸集治監全景

蓋シ是ノ行ノ主旨トスル所石狩川沿岸ノ〔日本監所在至上川
郡俗ニ滝ト云フニ〕地理土質及ヒ水勢ヲ
看察シ其開墾ノ適否水運ノ便否ヲ目撃探窮スルニ在ルノミ、隨行官吏姓名左ノ
如シ

書記小田為孝 同月居徹也 看守長高野謙 御用掛吉村彦九郎 備大橋完吾
看守矢田貞固 同黒田三郎左エ門 押丁土肥宗次郎ノ八人ナリ

此日天氣晴朗四時頃ニ至リテ西風稍々来リ頓ニ冷氣ヲ覺フ舟子頗ル疲困シ進船
為メニ遲シ 五時前「札非内」ニ於テ碇泊ス是日航路三里余

十月七日午前六時「札非内」解纜同七時「遅畿内」ニ達ス「遅畿内」ハ本監
屬地ノ開墾場ニシテ囚徒外役派出所ノ在ル所ナルヲ以テ高野看守長ヲシテ上陸

巡視セシム〔看守長兼書記渡辺政恒看守数名
率テ出連シ本地ノ景況ヲ具申ス〕時ヲ移シテ此地ヲ出帆シ后六時「比良」
ノ下流ニ於テ碇泊ス

是日天色曇午後三時雨霰交モ至ル航路凡五里余

因ニ云フ「遅畿内」ハ本監ヲ距ル事水路凡四里西北「須倍郡」山脈ヲ帯ヒズ

東石狩川ニ沿ヒ東北ニ向ヒ漸ク開濶ノ状ヲナス地味尤モ美草木繁茂セリ中
央ニ小流アリ以テ飲水ニ供スベシ

春秋漲水ノ時ノ如キハ凡ソ一里内外小舟ヲ通スルヲ得ベシ故ニ本監曩ニ碇
板工場ヲ此処ニ置キ近来囚員百名ヲ増加シテ農事ニ従事セシム而シテ看守長

兼書記渡辺政恒之ヲ担理ス
又「比良」ハ本監屬地外ニシテ「浦臼内」上流一里余ニアリ「浦臼内」ハ北

ニ「キナウシナイ」川ヲ限リ「比良」ト境ヲ接ス地味「浦臼内」ニ比スレハ
大差異ナシト雖モ 草木ノ繁茂較ヤ一等ヲ下ルモノノ如シ 土人棲居三四戸

許ヲ見ル

十月八日 陰晴無常時々降雨夜来雷鳴雨亦強シ

午前七時出帆后六時空知河口上流ニ於テ碇泊ヲナス本日航路凡八里許満帆ノ
風力激流ヲ過ル事容易始メテ愉快ヲ覺フト雖ドモ寒冷モ亦甚シク「トック」川

原ノ高峯既ニ白雪ノ皎々タルヲ見温酒酌ヲ以テ聊カ暖ヲ取ル是亦一興トモ云フ
ベシ

空知川畔土人四五戸ノ居アリ就中「イチレノ」ト云フアリ容貌魁偉年令三十歳
ヲ過ク微ク内地ノ語言ニ通シ物理ヲ弁ス故ニ各土蛮之ヲ尊敬スル事自ラ酋長

ノ如シ且近来自ラ農事ノ為サザルベカサルヲ曉リ頻リニ耕作ヲ為シ既ニ粟
稗等ノ收穫アリ以テ木実魚獸ノ欠ヲ補ヒ食糧ニ供給スト云フ典獄之カ殊勝ナ

ルヲ賞シ農耒等ヲ給与シ且ツ樽酒ヲ飲マシメ将来ヲ勵獎セリ

十月九日 陰晴不判時々降雨

前七時出帆八時頃「トック」石狩川左岸ニ上陸地勢ヲ視察〔此地近年イチレノ
土人居ヲ移スノ地〕ス

ルニ北方漸ク広濶ニシテ雨竜川ニ連接ス西ニ浦臼樺戸ノ山脈連亘シテ地質モ亦
「比良」地方ニ比シテ大差ナキモノ、如シ暫クシテ再ヒ船ヲ発シ后五時過「ヒ

ウケイツカ」上流ニ碇泊ス航路凡五里余

十月十日 晴

前六時解纜后五時雨竜川口ヲ過キ「エベラ」ニ碇泊行程凡五里 本日ノ航行タ
ル石狩河流通急激ヲ加ヘ流木及断岸処々ニ現出スルヲ以テ前日ノ水路ニ比

スレハ漸ク困難ナルヲ覺ヘタリ 又兩岸ノ草木モ早既ニ秋霜ニ染ミ半落葉ス
ルヲ見ル之ヲ空知川下流本監近傍ニ比セハ聊カ景色ノ老タルカ如ク思フ

十月十一日

前七時「エベラ」出帆十時「モセウセ」ニ達ス此地土人兩三戸アリ〔アイソラン、
ラインケケ等
ノ人名〕已ニ河流激端ニ際スルヲ以テ引繩シ且水先案内ノ用ニ供センカ為メニ土

人「イソラン」外一名ヲ雇役シ 同十二時過「モセウセ」ヲ發シ「モシリ」ニ
碇泊ス航路凡四里余

「モセウセ」ハ雨竜川上流凡ソ一里余ノ地ニシテ下雨竜川ヨリ上「アチャン」
上流ニ連ル広漠タル原野ニシテ西南石狩川ニ沿ヒ東北上川郡ノ山嶺ヲ帯ヒ北

西ハ渺手トモ際涯ヲ見ス該地ノ面積ヲ推算スルニ凡三万町歩ヲ得ベキヤ此曠
大ナル地面ナレハ固ヨリ一端ヲ以テ窺測スベカラスト雖ドモ処々ヲ掘探シテ

其地質ヲ察スルニ多クハ粘力ニ乏キ黒土ニシテ所謂輕鬆ナルモノカ麦其他雜
穀ヲ播種スルニ尤モ適フベキガ如シ

十月十二日 快晴

午前六時「モシリ」出帆后五時過「アチャン」ニ於テ碇泊ス航路凡ソ四里余
此日航行ノ際一巨木ノ斜ニ崖ヲ出テ水上ニ横ルモノアリ船橋誤テ其幹ニ触ル

水急ニシテ船流レ殆ント覆テ波舷上ヲ涵ス幸ニ帆船中折スルニ因テ僅ニ沈没ヲ
免ルルヲ得タリ上下共ニ無事ヲ祝セリ

十月十三日 前雨后雲

午前六時「エチャン」解纜后五時「ナイタイベツ」ニ碇泊ス航路凡三里
「エチャン」ヨリ兩岸山勢漸ク突出河幅狭リ水勢亦激セリ是知ル所謂「神居

(古)「潭」ノ滝遠キニアラサル事ヲ景色モ亦本監近傍ニ比シテ幽静閑雅尤愛スベシ

十月十四日 前曇后五時ヨリ降雨

午前七時「ナイダイヘツ」ヲ発シ同十一時頃「神居潭」瀑布ノ下流ニ達シ此処ニ碇泊ス航路凡一里余本日午餐ヲ喫シ近境ヲ徘徊シテ積日ノ勞ヲ慰ス 尚ホ明日ニ至レハ所謂瀑布ノ上流ヲ見ント要シ土人一名遣シ其用意ヲナサシム是ハ瀑布ノ為メニ舟行ヲ妨ケラレルニヨリ瀑布上流ノ土人更ニ舟ヲ下シテ来リ迎ヘサレハ此行ヲナス事不能ニヨルナリ

「神居潭」ハ「ナイダイヘツ」ヨリ僅ニ二里内外ノ地ナリ而シテ此所ニ至レハ崖高ク水小ニ兩岸逼テ洞門ノ状ヲ為シ奇石怪岩陸離眼ヲ驚ス俯ヲ流ニ臨ムモノハ牛馬ノ連ツテ澗ニ飲ムカ如ク突トシテ樹ニ靠ルモノハ虎豹ノ踞シテ風ニ嘯クニ似タリ樹木其上ニ繁茂ス時、恰モ秋晩ニ会シ舟楓黄葉ハ緑樹碧水ノ間ニ点綴映射シ或ハ風ニ翻ルモノアリ或ハ浪ニ卷去ラル、アリ河水岩石ニ激シテ其響キハ熊ノ吼ルカ如ク鬼ノ悲ムカト疑フ塵埃到ル無ク襟懷頓ニ清シ人ヲシテ仙境ニ入ルノ思アラシム蓋シ石狩河一百余里ノ間第一ノ光景ト称スベシ

淀川船ハ辛フシテ此地ニ遡ルト雖ドモ常ニ必ス船モ通スベシト云フベカラス唯人カヲ増加シ危険ヲ犯シ漸クニ達スルヲ得ルノミ曩ノ年副典獄榎木保又ヲシテ地ヲ検センメタルトキモ亦此地ニ於テ船ヲ停ムト云

「神居潭」ハ巖石河中ニ横ハリ水勢ヲ支フニヨリ水之ニ激シ瀑布ヲナスヲ以テ舟行極メテ至難ナリ故ニ運路ヲ陸ニ取ラサルヘカラスト雖ドモ左右断岩聳ユルヲ以テ是亦容易ナラス但僅ニ路ヲ右岸ニ執ラハ或ハ人馬ヲ通スルノ一線路ヲ得ヘキカ尤モ多額ノ失費ヲ要セサルヲ得サルベシ

十月十五日時々雨霰前八時典獄以下一同断崖ヲ攀リ陸路ヲ瀑布ニ沿ヒ一里許リ上ル漸クニシテ上流ニ達スレハ河幅凡ソ五十間内外又一ノ石狩川ヲ見出シタルカ如シ此処ニハ土人兩三戸居ヲナス離レテ漁獵ヲナスアルヲ見ル然レドモ前日釣スル所ノ土人舟ヲ下シ来ラサルヲ以テ暫ク休憩ヲナシ此処ヨリ帰路ニ就ク聞クカ如キハ此上流頗ル開濶ノ原野アリテ開墾ニ適スヘシト云フ

【榎ニ榎木副典獄一行之ヲ檢セルニヨル】

本行之ヲ果サス遺憾ト云フヘシ正午本船ニ帰着后二時「神居潭」ヲ解纜シ流ニ順テ「ナイダイヘツ」ニ着船碇泊ス

十月十六日午前六時「ナイダイヘツ」出帆同午後七時頃地形視察ノ為メ「ニエチャン」ニ上陸セリ

第二章 開村以前

「ニエチャン」ハ東北上川群山ヲ帯ヒ「ホロナイ」ニ接シ西南「モセウセ」及「ウリウ」川ニ達シ南石狩川ニ沿ヒ興渺薄溼際ナキ原野ニ連ル地味鬆ニシテ其土穀播種ニ適スル疑ヲ容レサル所ナリ午后八時空知川口上流「トック」ニ於テ碇泊ス

十月十七日 前雨后天晴

前六時出帆后一時過「オソキナイ」ニ達シ典獄以下一同該派出所巡視同四時過同所解纜同八時本監波止場ニ帰着

本日看守長高野讓書記月居徹也備大橋完吾看守黒田三郎左門等空知川上流石炭山実況視察ノ命ヲ被リ本船ヲ辞シ土人「イチレイ」ヲ雇役シ丸木船ニ塔テ空知川ニ遡ル

△月形町北海道行刑資料館蔵▽

これまでの囚徒数については、当初臨時派出所三九名に続いて明治十四年九月三〇〇名、ついで十一月一六〇名、翌十五年四月五〇〇名、十六年三月三〇〇名、同年八月一五〇名、十七年三月一〇〇名、同年九月一〇〇名が入獄しており、十八年にも三月一〇〇名、同年十月一五〇名と合計一、九〇〇名にもなった。

明治十八年六月、農商務郷西郷従道、内務郷山県有朋が連署で建議し、三県一局の分治を統一して植民興産の急務を主張した。参議伊藤博文は特にその秘書官金子堅太郎太政官大書記官に北海道の実情を調査することを命じた。

金子は十八年七月から七〇日間の全道調査を終わり七箇条にわたる復命書を提出し、三県一局を廃して全道を統一した殖民局にすべきことを主張し、道路開さくにより豊富な物産の消流をはかることが急務であるとされた。金子堅太郎の北海道三県巡視復命書の道路開鑿きくの議の中に第一は道路線を画定する事、第二は集治監の囚徒を道路開さくの事業に使役する事、第三に道路開築と同時に排水路を開

通する事となっており、囚徒の人命軽視もはなはだしい苛酷な土木工事に従事させたのである。

第二 集治監ノ囚徒ヲ道路開サクノ事業ニ使役スル事
道路線既ニ定マリ、測量全ク成リ、開墾費用ノ予算編成ヲ告グルニ至ラバ、速カニコレニ着手スルヲ要ス。

今此ノ開サクニ着手スルニ方リ、線路中或ハ十数里ノ密林ヲ伐採セザルベカラザルモノアリ。或ハ險阻ノ山嶺ヲ平坦ナラシメザルベカラザルモノアリ。或ハ谷地ノ排水セザルベカラザルモノアラシ。然ルニ此レヲ困難ノ役ニ充ルニ通常ノ工夫ヲ用イバ一ハ其勞役ニ堪エザルト、一ハ賃錢ノ割合非常ニ高キトノ情況アルガ故ニ、札幌及ビ根室ニ県下ニアル集治監ノ囚徒ヲシテ之レニ従事セシメントス。彼等は固ヨリ暴戾ノ悪徒ナレバ、其ノ勞役ニ堪エズ、斃死スルモ、尋常ノ工夫ガ妻子ヲ遺シテ骨ヲ山野ニ埋ムルノ慘状ト異ナリ、又今日ノ如ク重罪犯人多クシテ、徒ラニ国库支出ノ監獄費ヲ増加スルノ際ナレバ、囚徒ヲシテ是等必要ノ工事ニ服役セシメ、若シ之ニ堪エズ斃レ死シテ其人員ヲ減少スルハ、監獄費支出ノ困難ヲ告グル今日ニ於テ、万已ムヲ得ザル政略ナリ。又尋常ノ工夫使役スルト、其賃錢ノ比較ヲ挙げレバ、北海道ニ於テ、尋常ノ工夫ハ、概シテ一日ノ賃錢四十錢ヨリ下ラス。囚徒ハ僅カニ一日十八錢ノ賃錢ヲ得ルモノナリ。然ラバ即チ囚徒ヲ使役スルトキニハ、此開墾費用中、工夫ノ賃錢ニ於テ過半数以上ノ減額ヲ見ルナラン。是レ実ニ一挙兩全ノ策トイフベキナリ。現時ノ如ク十年以上ノ大罪人ヲ、北海道ノ辺境ニ移シ、房屋、飲食、衣服等一々之ヲ内地ヨリ輸入シテ非常ノ金額ヲ費シ、其使役ノ方法ニ至テハ輕罪犯ニ異ナラス。之ヲ優待シ悔悟ノ日ヲ待チテ之ヲ土着セシメントスルモノハ、重罪犯ヲ懲戒スルノ効ナキノミナラズ、又政府ノ得策ニアラザルナリ。宜シクコレヲ囚徒ヲ驅テ、尋常工夫ノ堪エル能ハザル困難ノ衝ニ当ラシムベキモノトス。



金子堅太郎

△北海道大学北方資料室蔵▽

政府は、金子の報告その他の建議により三県を廃して北海道庁を設置する行政の改革を行うことになり、

明治十九年一月二十六日これを布告



第二代典獄 安村治孝

した。

同年三月一日、樺戸集治監は北海道庁の新設とともに内務省の直轄を離れて、道庁に属することになった。

この前年の十八年八月二十日付で典獄は安村治孝に変わっている。

当時、安村典獄は全国に偉名を轟かせていた人物である、というのは西南の役で西郷南洲隆盛を討ち取った人であった。精悍な小兵であった典獄は「岩崎谷落ちの際、後ろから西郷隆盛に組付いたが、隆盛のためふり落された。」という逸話の持主でもあった。

明治四十二年十一月二十八日、死亡したが、同月三十日の読売新聞に次のような記事掲載がある。

安村治孝逝く ▲西郷隆盛を討取った人

西南戦争に新撰旅団第二大隊第四中隊長として従軍し賊軍の総大将西郷南洲翁と格闘して翁を膝下に組伏せ美事に討留め偉名を全国に轟かせたる陸軍中尉兼三等大警部安村治孝氏は本月中旬より風邪の気味にて打臥し居たるが廿八日午後七時心臓麻痺を起し牛込区弁天町三七の自宅にて逝去せり行年六十六歳廿八日特旨を以て正六位に昇叙せられたり

氏の身体には十三ヶ所の傷痕あり最も先に受けたるは英艦撃沈の際にして右股の付元より左肩先に貫通せり、跛者になったのは西郷翁と格闘せるとき射たれたるものにて当時官軍は高地に陣取り摺鉢の底に追詰められたる賊軍を皆殺しの勢を以て砲撃せる時氏は身を挺して躍進し南洲翁を目がけて組付きたるが其時流弾は翁の腰を射抜き更に氏の右足を貫きたるを以て共倒れとなり氏は逸早く翁の袖銃を振取れるが翁の首は素早く敵の一兵卒駆寄て掻取り逃げ失せたり

金子堅太郎の進言により囚徒を土木作業に専従させるようになり石狩川の護岸工事や道路工事も当別・峯延・上川・網走・釧路・留萌・増毛と次々と開さくさせていったが、囚人酷使の反面に安村典獄の手腕でもあったのである。

明治二十年一月四日、樺戸集治監は監獄署と改称されたが、同二十三年七月二十二日には、また集治監に戻っている。

明治二十一年九月永山北海道庁長官の上川視察帰途に樺戸監獄署視察があり、同行北海道毎日新聞記者による掲載文によると

聞く所によれば現在囚徒千四百八人ありて舎内就役即ち看護夫、掃夫、炊夫、理髪夫等に從事する者合せて四十一人、鍛冶、炭焼、木工、裁縫、経師、靴、醬噌、藁、建築、綿打ノ諸工事に従ふ者二百七十一人、農業、木挽、道路開さく、雑役、精米等の労役に就役する者千五十一人、病囚は四十五人、其疾病中多きは消化器病、神経及五官病、伝染性病、外襲性諸病とし、之れに次て呼吸器病なしと言へり。又囚徒の食物は麦、稗、蜀黍等六分に米四分を雜へ円柱状に圧し、之れを「ハカリモツソウ」と云ふ。其一個の量目労役の難易により等差ありて甲百八十匁、乙百二十匁、丙百三匁、之れを一飯の量とす。添物には蘿蔔、胡蘿蔔、馬鈴薯の煮あり、又懲罰の爲め減食の者の量は九十匁と六十匁の二様あり、病囚の食物は六匁七才の米粥を与ふるものとせり。

とある。また監獄署の総体については翌二十二年度北海道庁事業功程報告に次のように記されてある。

監獄総況

明治二十二年末監獄ノ現況、所在ハ本署六分監アリ其職ハ典獄五人、書記十九人、看守長百五人、看守五百十九人及雇女監取締、教誨師、授業手、醫師、押丁、使丁等八百四十四人總計千五百六十三人ニシテ書記及看守等ニハ看守長警部書記等ヨリ兼ルモノ八十一人アリ、又在監者ハ刑事被告人八十七人未決囚七千二百二十三人合計七千二百十人、之ヲ前年末ニ比スレバ千九百九十一人ヲ増セリ、是レ東京仮留監ヨリ五百八十八人、宮城仮監ヨリ四百二十人、三池仮留監ヨ

第二章 開村以前

り三百八十六人、空知、樺戸、釧路ノ三監獄ニ移センニ由ル其囚徒使役事業中ノ重ナル者ヲ拳ケレハ空知監獄ニ於ル上川道路開鑿、樺戸監獄ニ於ル上川増毛道路開鑿及空知太屯田兵屋建築、釧路監獄ニ於ル標茶釧路間道路開鑿、釧路川浚深及厚岸屯田兵屋建築トス

今二十二年末囚徒現員及本年度備工錢ヲ揚ケ其梗概ヲ示ス左ノ如シ

空知監獄署 樺戸監獄署	男囚		女囚		計	備工	
	人	人	人	人		工錢里	給与
二、九七五	二、九七五	一、九七五	一、九七五	二、三六五	二、三六五	七、三三三	一〇、八四一・〇〇・四

明治二十四年七月勅令をもつて北海道集治監制を定められ典獄一人とし北海道庁長官の指揮監督を受け分監長を監督することになった。書記三人、看守長六一人、監獄医八人を以て定員とし、職員のほかには教誨師六人以下を置くというものである。

その本監は樺戸集治監に置かれ、同年八月十六日北海道集治監開庁、典獄は大井上輝前が任ぜられた。

樺戸集治監監長及官吏

典獄 大井上輝前
書記 八人 看守長 十三人 看守 二百九十九人
備(医師、教誨師共) 四十四人 合計 三百六十四人
(二十五年十月調)

△北海道通覽▽

北海道庁の開設以来は社会情勢の変化も加わり、集治監の経営方針も変わって従来開墾拓地を第一義としていたものを、第二義的になり、第一義には拓殖道路の開さく、家屋建築、架橋、灌漑溝掘さく、炭鉱開発など、もっぱら土木工事方面に主力を注ぐこととなった。その事業成績をあげると左のとおりである。

名 称 年 次 摘 要

- 月形当別間山道開さく工事 明治十五年月形・札幌間道路六里
- 月形石狩間石狩川浚渫工事 同 十七年船路流水浚渫延長三十里
- 峰延忠別間飯道開整工事 同 十九年峰延・忠別間二十三里
- 滝川・忠別(旭川)間道路開整工事 同 二十年滝川・忠別間十二里余(本工事)
- 月形・当別間 同 右
- 月形・増毛間 同 右
- 滝川屯田兵屋建築 同 二十一年月形増毛間十五里余
- 永山屯田兵屋建築 同 二十二年四百四十棟
- 旭川 同 右
- 旭川 同 右
- 旭川村三百棟 同 二十三年二百七棟
- 寺院建築工事 同 同
- 校舎建築工事 同 同
- 架橋工事 同 同
- 旭川村三百棟 同 二十九年月形村円福寺
- 月形小学校 同 同
- 須部都橋十八間 同 同

明治三十六年四月、樺戸監獄に改名され大正八年一月に廃止されたが、それまでの間、農耕地の開田五〇町歩、畑二二三町歩の経営でも大変苦勞しているほかに、難工事が続けられたもので、囚徒の犠牲は想像を絶するものがあつたのである。

明治十四年九月三日、樺戸集治監開庁以来、廃止となつた大正八年一月三十一日に至る三九年間にわたり、月形周辺はもとより道内各地の開拓の基礎となり北海道発展に大きな貢献をしたのである。

歴代典獄(在任期間)

初代	月形 潔	明治十四年九月一七日	明治十八年八月
二代	安村 治孝	同 一八・八・	同 二四・八・
三代	大井上 輝前	同 二四・八・	同 二八・八・
四代	石沢 謹吾	同 二八・八・	同 三四・一一・
五代	長屋 又輔	同 三四・一一・	同 四三・六・
六代	五十嵐 小弥太	同 四三・六・	同 四四・二・
七代	黒沢 迪同	同 四四・二・	同 四四・二・

在 監 囚 年 別 表

年 次	数	年 次	数
明治14年	460名	明治33年	834名
15	837	34	1,066
16	1,225	35	969
17	1,353	36	825
18	1,534	37	1,006
19	1,434	38	981
20	1,383	39	1,126
21	1,450	40	1,062
22	2,365	41	1,252
23	2,317	42	1,338
24	2,357	43	1,452
25	2,338	44	1,340
26	1,497	大正元年	1,199
27	1,449	2	1,319
28	1,393	3	1,154
29	1,561	4	1,021
30	1,028	5	589
31	897	6	366
32	945	7	不 明

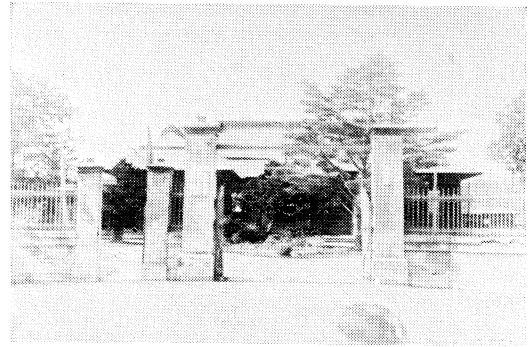
官等別俸給額割合一覽表(明治二十二年)

樺戸監獄署々員俸給額

官 等	俸 給 額	月分積金額	看 守	俸 給 額	一ヶ月積額
奏任官	一、四〇〇円	一四円〇〇銭	常置看守	一〇円以下八円マデ	二〇銭
官 等	四〇円	一円二〇銭	押 丁	二円	四銭
	三五円	一円一〇銭		八円以下 七円マデ	一〇銭
	三〇円	九〇銭		七円以下 八円マデ	二〇銭
	二五円	五〇銭		八円以下 七円マデ	三〇銭
	二〇円	四〇銭		七円以下 八円マデ	四〇銭
	一五円以下 一二円マデ	三〇銭		八円以下 七円マデ	五〇銭
				七円以下 八円マデ	六〇銭
				八円以下 七円マデ	七〇銭
				七円以下 八円マデ	八〇銭
				八円以下 七円マデ	九〇銭
				七円以下 八円マデ	一〇〇銭

徒刑囚は無期・有期を問わず、島地に派遣されて定役に服した。有期徒刑は12年以上15年以下となっている。

樺戸監獄は男囚ばかりであった。



樺戸集治監本庁舎 明治16年再建（14年開庁の庁舎焼失）最近まで月形町役場庁舎であったが、現在は行刑資料館となっている。

2 空知集治監

明治十五年六月十五日第三六号公達をもって樺戸集治監に次いで、空知集治監が市来知（現三笠市）に設置され、同年七月五日開庁した。

当初、内務省では九州と中国地方に建設を考えたが、囚人の数も当初考えていた数には達しない見込みがたち、また樺戸集治監に三、〇〇〇人の収容計画が予算の関係から規模の拡大が困難で半分の千六、七百人の囚徒を管理する程度になったため、九州中国に設置するのをやめて北海道に設置して開拓に当たった方が国家的に得策

であるという結論がでた。明治十四年六月内務省は囚人一、二〇〇人を収容する目標で開拓使長官に五里四方の土地で開墾・漁獵・運輸などで便利な土地選定を依頼した。

長官は根室郡、厚岸郡及び川上郡の二ヶ所を候補地として推薦し、七月内務省権少書記官渡辺惟精が土地選定の命を受け調査の結果空知郡岩見沢附近がよいと復命した。この理由は根室・釧路は作物の育成遅れがあるということが示唆されたといわれる。



渡辺典獄

結局は推せん地を取り止めて明治十四年八月に空知郡郁春別川筋字岩見沢より右は同川を限り上流ポンベツ川に至り左は石狩川を境とする地積およそ四、六八一万坪余を内務省

用地とした。

渡辺は既に米国の大農経営を研究しており、これを取り入れた大農場とする計画であった。彼は当時の状況を次のように記している。

谷川を跋渉すること十二回、路ありと雖も僅に身を通ずるのみ、家あれども小屋に生草を燻じ虫を追ひて仮睡するに過ぎず。翌年三月末には陣を移して今の達布から美唄にかけて測量した。月末に月形の樺戸集治監に赴き、撃劍場、病監、炭焼竈等を視察した。四月二日鬼丸五蔵担当の農馬小屋に休息、夜十時を過ぎて当別に至るや、前夜の雨に橋落ちて泊る家なく露宿の憂目を具に嘗め、翌暁、土人を雇ひ東南に向って直線に山を越え辛うじて正午頃当別村に辿り着くの艱苦を経た。

その冬は伐木を行い、翌春から建築に着手して六月獄舎一棟と官舎が落成し、渡辺惟精が典獄を拜命した。十月三日、ほぼ予定の建

築が完成し職員雇員は一五八名、囚徒二九七人を収容した。

耕馬、耕牛を購入し農道をつくり土地開墾を始めたが、翌十六年には幌内太、岩見沢間の通路開さくを行い、道路工事を中心に農業や幌内石炭採掘の事業にも従事した。

囚人も全国各地の徒刑囚徒を北海道に移送されている。明治十六年の官報にも官庁彙報の中に次のような記載がある。

第参拾三号 明治十六年八月八日

官庁彙報

東京集治監ニ於テ去七月十八日ヨリ廿一日マデ各地ノ徒刑囚徒ヲ集メ北海道空知集治監ヘ發遣シタリ 其ノ囚徒ハ警視庁ヨリ四十八人 大阪府ヨリ八十四人 兵庫縣ヨリ十六人 合計百四十八人ナリ 又一昨六日同様發遣シタル囚徒ハ神奈川県ヨリ二十三人 千葉縣ヨリ十一人 群馬縣ヨリ二十七人 栃木縣ヨリ二十四人 埼玉県ヨリ二十九人 茨城県ヨリ九人 静岡県ヨリ九人 合計百三十人ナリ

とあり毎月一〇〇人以上の囚人が北海道へ送り込まれ、刑として土木作業などの重労働に役したのである。

開墾成績

明治十五年	三十一町七十四	反当	二〇人
同 十六年	八七・三三	同	三三人
同 十七年	六六・四一七	同	六一人
同 十八年	二二・一二二	同	四人
同 十九年	四三・三九	同	九八人
同 二十年	一〇・六九二	同	二五八人
計	二六一・五〇九	平均	六五人
通路開さく成績			
明治十六年	自市来知至幌内太	二二町三四間	二二、一二四人
同 十七年	市来知農道	一町三二間	一三、七七二人
同 十八年	自市来知至岡山	三二・〇二	一四、三六八

同 二十年	自市来知至樺戸	一六・六四	七、九四九
同 二十一年	自幌内太至幌内炭山	三四・三二	一〇、一六六
同 二十二年	自樺戸 至空知太	八里一六・一九	一七七、六六〇
同 二十三年	自市来知至樺戸	三四・二九	四四、六七〇
同 年	自岩見沢至角田	五・二三・一六三	四二、三三七
同 年	自神屋 至石狩川	五・三〇・二六	一七八、四三四
計		二二里二五町三二間	四六一、二二六人

すなわち約十七万人を使って二百六十余町歩を開墾し、四十六万人余を使って二三里の道路開さくをしたことになる。

これらの記録は海賀直常の記録によるものであるが、上川道路の開さくは樺戸集治監の単独事業の様にも見られるところがある。

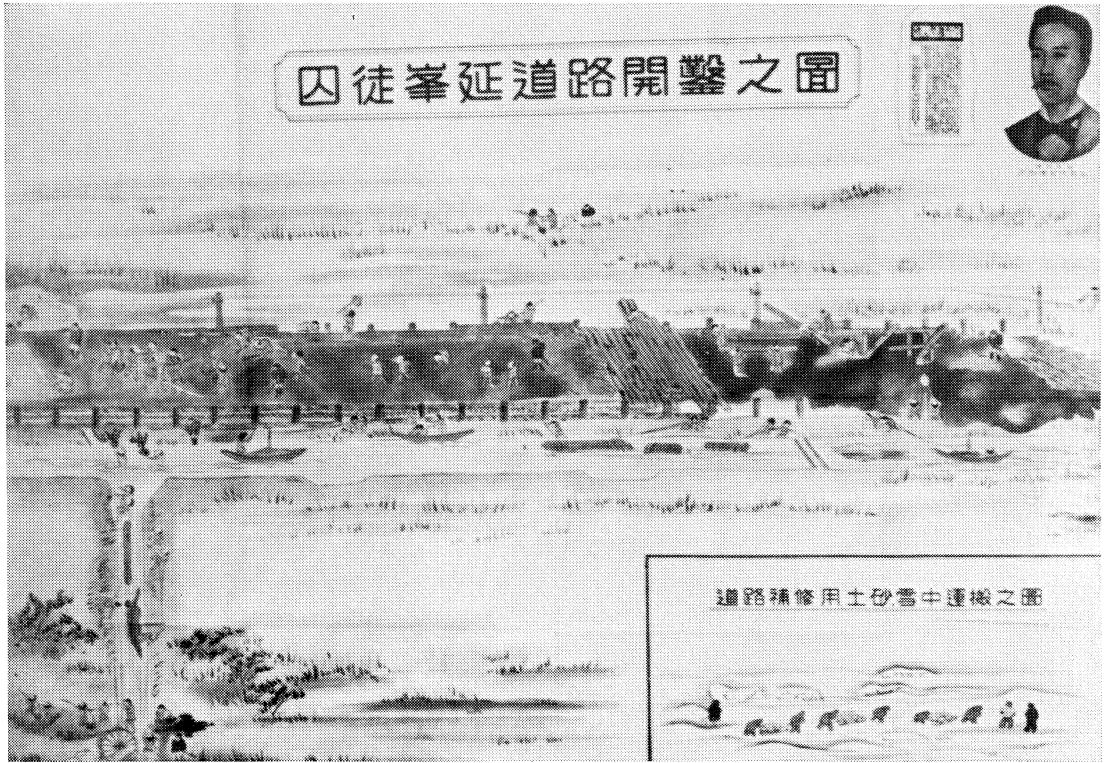
明治二十二年には農業を全廃して既墾地二二〇町歩と未墾地二〇町歩を北海道庁に移管し、道庁はこれを製糖会社に払い下げた。そして監獄はもっぱら土工の仕事に従事することになった。

この土木作業は朝早くから暗くなるまでの重労働で、過労のため健康を害し死亡した囚人が相当いたといわれる。

工事内容の例として海賀直常の記述を見ると

月形、峰延間の道路開墾工事は、延長は僅に四里でも沿線一面は沼沢のことで、常に水が停滞し、路線測量は大部分舟上で行ひ、九尺の測量竿は片手で容易に刺し込み得る程であった。仍て先ず路線の両側に幅四尺の排水溝と支溝とを設けて排水し、且つそれを運河に代用して幾万石の木材を月形から運搬排列して下敷とした。そして雪中櫓を用いて石狩川の土と砂利とを運び、融雪後下敷木材の上に土をその上に砂利を敷いた。此の工事は前後三ヶ年の年月を費し、工費を民間工事とすれば三万円になるであろう。

これは明治十九年から二十年のことであるが、月形と美唄の両方から工事が進められ、天をつく巨木の伐採し底なし沼のような泥炭



囚徒峯延道路開さくの図

層に道路を造成するという大工事であった。囚人は鉄の鎖につながれたままの作業なので思うようにいかない死の苦しみだった。

まず測量は夜に両方から烽火(のろし)を上げそれを目標にした。道の左右に排水路を掘って水を流し地面を出し、排水路で木材を搬び路面に敷き石狩川から土を運んでかぶせて踏み固めた。

道幅三間(約五・五メートル)で一直線に一四キロメートルを造成するの一年を要し、工事費は二、〇〇〇円であった。この難渋をきわめた工事は幌内炭鉱の開発や農地開発を進める産業道路を目的としたものであるが、一方両集治監の応援体制を確立させる重要路線である。

明治二十三年度事業功程報告の空知集治監の項は次のとおりに記されている。

空知集治監

監獄官 明治二十三年十二月三十一日現在典獄副典獄各一人書記九人看守長二

十九人看守三百七十二人医師六人備四十一人合せて四百五十九人ナリ 但

シ前年ニ比シテ看守ノ増加セシハ本年十月勅令第二百二十八号ニ基キ押丁

ヲ廃シ看守ヲ増シタルニ囚ル樺戸釧路両集治監之ニ同シ

在監人 明治二十三年十二月三十一日現在囚男三千四十八人 内有籍者二千九

百人 無籍者百四十八人ナリ

在監人死亡 明治二十三年中死亡者ハ男百六人 内消化器病二十二人 呼吸器

病二十八人 肺病九人 発育及榮養的十三人 神経系及五官病十二人 伝

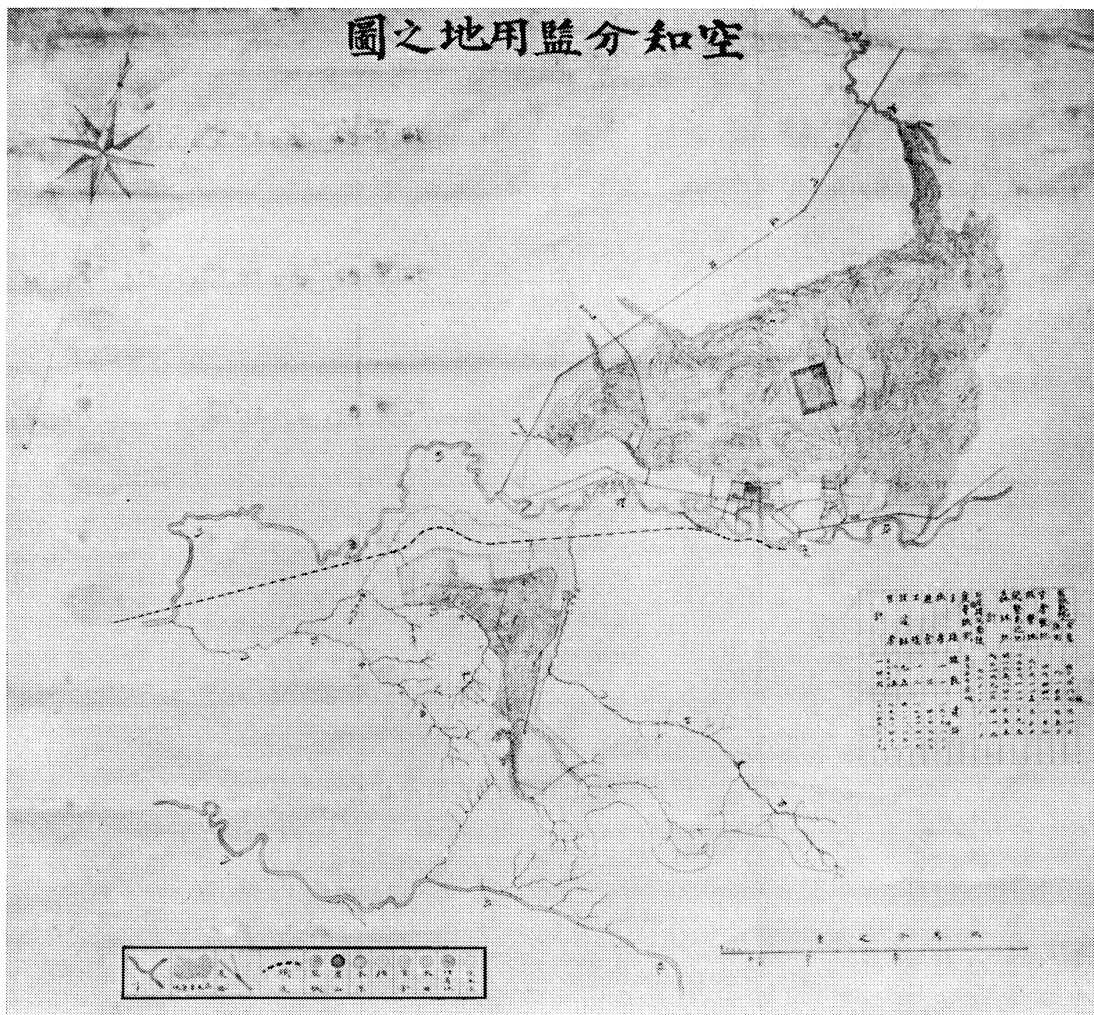
染性病八人 骨及関節病七人 皮膚及筋病血行器病各三人 泌尿及生殖器

病二人 中毒症一人 其他十五人ナリ

在監人疾病 明治二十三年中罹病延人員十一万九千六百二十三ナリ

在監人賞罰 明治二十三年中賞与ハ八百六十一人 懲罰ハ二百八十五人ナリ

在監人作業 明治二十三年中重ナル作業ハ石狩国空知郡岩見沢同国同郡空知太
間 同国上川郡忠別北見国網走郡網走間岩見沢夕張間ノ道路開鑿ニシテ皆



<旭川刑務所蔵>

前年若クハ前々年ヨリ継続ノ工事ニ係ル岩見沢
空知太間工事ハ空知郡市来知村字岡山ヨリ樺戸
街道四辻ニ至ノ道路延長二千六十九間五分ヲ開
キ下水渠排水渠架橋等ニシテ延人員四万四千六
百七十人ヲ使役シ工費金千貳百六拾七円五錢三
厘ヲ支出ス(以下略)

その後の土木工事も同様に囚徒の苦役が続き、脱獄が続きました看守殺しがあったりした。さらに囚徒の酷使の結果死者や負傷者も多く世間の批難も強く、明治二十七年に囚徒の土工は取りやめとなっている。空知集治監は明治三十四年九月三十日をもって廃監となった。

3 監獄制度と職員・囚人

集治監は明治十四年に始まるが、牢獄についてはそれ以前で幕末のころ既に函館に牢屋があつたという。当時は道南地域に和人住居が集中していたためのもので、明治二年開拓使が徒刑場を置き、同六年懲役場と称し、同十一年函館監獄、同十九年亀田支署、同三十二年函館支署、同三十六年函館監獄、大正十一年函館刑務所と変わっている。

一方、札幌が中心となつた明治三年には札幌に牢屋ができており、同十一年監獄署と改め、同十三年に苗穂に移して札幌監獄署となつたが、大規模な獄舎は明治十四年に月形村にできた樺戸集治監である。

次に翌十五年に市来知（三笠）に空知集治監、同十八年には釧路集治監が置かれた。全国の重罪犯を次々に北海道へ送るため明治二十三年には集治監設置以来八、〇〇〇人を越えるまでになり施設が不足となつて同二十四年網走郡最寄村に釧路集治監網走分監ができて、さらに道内各地の開発のため二十六年帯広に仮監獄を置いたが、二十八年本監を作り網走・空知の二集治監から五、六百名を移し空知の集治監の十勝分監となり、帯広地区三、五〇〇町歩と糠平地区百余町歩の開墾に入った。

これらの監獄は大正十一年以降には刑務所と称するようになった。

集治監の職制は明治十四年三月第一九号太政官達により典獄、副典獄、書記、看守長、看守を置き、また別に司獄官吏、傭人の設置も定められた。

同十七年、予備看守を特務看守と称し、銃器携帯を許し装弾発砲の程度を規定している。十九年十二月、副典獄は廃止された。

北海道庁制を設いた十九年以降は土木工事の重労働を行うようになると作業規律を保つことが難しく、過労のため著しく囚人の健康を害するものがあつたり、逃亡者が続出した。特に外役のため飲料水が不足したり、降雨中の過酷な労働で死者が多く出ている。

看守と囚人の争いも多く、囚人は看守の目を逃れる事に懸命で、看守殺害逃亡ということが屢々あるため油断ができず、一方囚人は働きが悪いと食事にも差がつき、逃亡・反抗すると殺される現実に通常は過酷な労働に耐えていても、看守の監視には常時気を配るといふ生活であつた。それだけに看守は屈強なものでなければ務まらず、剣道の達人が多かつたという。

十一月三日（注 明治二十二年）天長節ノ佳辰ニ付、撃剣会開ク、当時ハ是ヨリ以北ニハ町村ナイノデ、玆ヘ郡役所ヲ置キ、空知・上川ノ郡長デ、空知典獄トヲ勤メシ渡辺ト云フ人也。此人ノ取扱デ、看守長大河内某ヲ始メ、看守一同ト吾々ハ、甲ノ部ニ属スル剣士ヲ選ビ、以下ハ同志打テ開会ス。平均シテ先方ノ連中ハ皆優レタル者バカリ也。（以下略）

これは十津川移住団の市来知滞在中を記録した森秀太郎日記の一節である。腕に自信のある十津川郷士との対抗試合に看守の方が強かつたということである。

海賀直常は槍術の師範役を勤めたほどの達人であつたし、看守長

加来庸雄は福岡藩の剣道指南番の長男として生まれ、維新後は百姓になり切れず僅か武士気分を味わえる監獄看守になるため月形に来たといわれる。このほか剣を使っては右に出るものがないかったといわれる狩野荻之進看守長など一流の名人、達人だったという。

また囚人にも国事犯として武士の出が多かったので看守を看守と思わぬ振舞いがあり、全国に名の知られた凶悪犯もいた。

看守長の村上長三郎と囚人の杉岡元兵長ともに槍使いの名人である。看守長村上は筑前武士、囚人杉岡は身が軽く飛び上がれば七尺(約二メートル)高くも浮いて、そのままグルッと辺りを見廻わして、おりて来れたという程の豪もの。

ある日この二人が試合をしたが、この日は杉岡に歩があり、村上はおされ気味だったという。杉岡は逃走が巧みで、一度はW・Cの汲取口から、次は水道の取入口から、三度目は、塀を飛び越して逃がっている。一方、村上看守長は張込みに出ても、同僚を誘わず、笹藪に糸を張りその一方を自分の足に結わえて、逃走囚の触れるのを待ったという豪傑であった。この二人は、槍術比べ、逃げ比べ、捕物比べの好一對として知られていた。

△樺戸監獄史話 寺本界雄著▽

囚人の中には一筋縄では扱い兼ねる大物兇悪犯で明治の鼠小僧こと根谷新太郎、五寸釘寅吉こと西川寅吉、一日四八里(一九二キロメートル)を走り歩く稲妻強盗こと坂本慶次郎や贋金偽造の画家熊坂長庵、スリの親分玉木勘四郎などが入獄している。

五寸釘寅吉が入獄したという事で全国で有名になった樺戸監獄から彼は脱獄している。彼には脱獄の記録が五度あるという。

明治十八年に樺戸監獄から脱走したときは、石狩川に張り渡された籠渡ししのケープルを猿のように伝わって対岸へ逃げのびたことで五寸釘の名を一層高めたといわれる。五寸釘とは静岡県での脱走

に足に木のコップのついた五寸釘を突き差したままに逃げたことから付けられたもので、体が小さく身が軽いので、一丈八尺(約五・五メートル)の監獄塀を飛び越えた時は、獄衣を水にぬらし力いっぱい塀に叩きつけ、その吸着力を利用して飛び上がったって乗り越えたといわれる。

また、ある時はゼンマイ鋸を差し入れさせ、夜中に五寸角を引き逃亡を企て失敗したこともあった。

囚徒は逃亡を常に考えいろいろな方法がとられた。集団ではだれかが作業中に腹痛やケガをして看守に注意を促して、看病の看守を皆で殺害したり、猿轡をはめて銃・剣を奪って逃げるなどである。

このため監獄の獄舎は堅牢に作られ、脱走の警戒は厳重に行われている。まず獄舎の土台はコンクリートで固め壁は一尺丸太を積み重ね、内側は八分(約三センチメートル)板を張っており、回りは一丈八尺の塀で囲み、工場や庁舎を含めて外柵があり、その四隅には高見張りがあって脱走ができないようになっていた。

獄舎の出入りもまた厳重で作業衣と屋内着を検身室で総て着替えるが、丸裸で横木を二回跨いでから着替えさせ、破獄用具の持込みが防止された。

獄内での生活は房内通用口にある鐘を打ち鳴らして知らされた。起床、始業、昼食、終業、就寝など時間になったら鐘を合図に行動する。就労時間は夏場は一〇時間半、冬場は七時間を基準としていたようであるが、残業もあってこの場合は食事の量が増える。

仕事には軽重があって一号囚団から七号囚団まであり、四、五十

人が一集団で四人一一名に看守が一人、看守二〇人に看守長が一人の割であったというが、刑の軽い出獄間近い囚人は掃除などの軽い仕事につき、重罪者は重労働となっていた。

食事については主食が米と雑穀（注 麦・粟などを混ぜたもの）で雑穀の方が多いものであった。副食については一品でそれも塩鮭か干練と馬鈴薯、沢庵、味噌といったものの毎日であった。ある月の献立例をあげると、朝食に馬鈴薯の入った味噌汁が一日間と切干大根の入った味噌汁一日間で味噌は一食分一一・五匁約四十三グラム）である。昼食は沢庵のみで四分の一本分が二三日間又は味噌一人分一〇匁（約三十七グラム）が七日間、夕食は塩鮭を一本二〇人で分けたものが一日間、干練二本を一日間、馬鈴薯一人二分を五日間、切干一二匁を三日間、これに醬油が一日分（注 干練と切干に使用）となっている。このほかに主食は強役で一食に米一・〇六合麦一・六合の計二・六六合、軽役は米〇・六七合と麦一合、軽病者は米〇・五三合と麦〇・八合、患者は米〇・六六合である。なお賞表制度があつて副食を別菜として追加しているが塩鮭切身をつけている。さらに残菜などには増食として一日当たり米〇・四合と麦〇・六合の計一合を増している。雑穀とは割麦・小豆・粟などである。

	一食当たり		一日当たり		備考
	米	雑穀	米	雑穀計(基準)	
強役	一・〇六合	一・六合	三・一八合	四・八合	増食一合もあ
軽役	〇・六七	一・〇	二・〇	三・〇	
軽病	〇・五三	〇・八	一・五九	二・四	
患者	〇・六六	―	一・九八	二・〇	

副食についてはこの他に梅干、人参、ごぼう、蕪漬なども見られるが、栄養的には大差のないものであった。

作業内容については屋外作業としては耕作、道路開さく、河床の整備、採炭などがあり屋内作業は囚徒の職能を活かした作業場があった。器機工、精米工、醬油工、鍛冶工、煉瓦工、織工、木挽工、木工、藁工、桶工、洋和裁工、畳工、靴工、竹細工工、洗濯工など自営できる日用品を作り、養豚なども行った。

獄内生活も厳しく取締り罰則もあつた。脱走をはかったり、仲間ゲンカは毎日のようにあり、食事を賭ける獄内トバクなど単調な生活に耐えられずモメゴトが多かつたという。

一 屏禁——昼夜他の監房又は役場から隔絶した監房に独居させ、服役時間中は房内で坐作の仕事をする。二カ月以内適用

二 減食三日——獄内反則があると、まず減食が言い渡される。一日の糧は二合及び三合に減じられる。惣菜はなく、塩湯二品だけになっている。

三 搾衣——これは皮と麻で出来た戒具である。身体に着せてバンドで締めて水をかける。乾きはじめると皮が縮み胴体がいじめつけられて呼吸困難となり、唇も紫色になって息も絶えだえとなる責具の刑に当たる。

四 暗室謹慎——これも三日間程度となっている。室の大きさは三尺（約九十センチメートル）四方で一人がすわる広さで、室内空気が濁り呼吸困難となる。減食となり横になって休めないという刑に当たる。

五 鉄丸——脱走の見せしめに鉄丸を足につけられる。鉄丸は一貫

目(約三・七五キログラム)で一年間これを引きずりながら作業をさせられる。危険性の軽重で一丸と二丸とがある。

獄舎には出獄後の自立に役立たせようとの親心も見られ、囚人学



重刑囚の図

字を教えたり手職を身につける努力もなされた。

樺戸集治監では全囚を

集めて教化できる立派な

教誨堂が明治二十九年十

一月に竣工させている。

囚人は赤い着物を着て

いた。すべて赤づくめで作業用は単衣、房内用は長衣の上衣の服であり、股引、足袋、帯、手拭、下帯、手カイン(手袋)などであるがよく目立つものである。

脱走囚はまず腹ごしらえと変装をしなければならず、必ず民家に入りこの要求をする。このためには手段を選ばずというところから殺傷事件がよく起き

た。集治監設置の当初は脱獄後は南に向かう道しかなく当然当別に入る。脱走囚があったとなると村民は警鐘を乱打し、総出で徹夜警戒に当たることになっていったし、また石狩川沿岸では民家を密集して村落を作る方法をとらざるを得なかったといわれる。

通常は逃亡となれば看守の油断したところを倒し傷つけての脱走となるので、見つければ死刑も覚悟の上のことで必死である。また死刑をまぬがれても無期刑の重労働が待っているということであれば手段を選ばなかったのである。

重労働といっても現在の感覚では理解できないもので、生きていく間は力一ぱい働く、途中の事故や病気で死ぬような場合は死に損という奴隷以下の人権無視もはなはだしいものである。

明治二十二年春に旭川から網走までの二百キロメートルを開き、既に完成している上川道路に継続することになったが、空知集治監は石狩口から網走分監は北見口から開き、この年十一月に完成を見ているが、当初、囚人の競争心をあおり順調に進んでいた工事も予定どおり進まなくなった。このため絶えず追い立てられ、怒鳴られ、殴られる。

手のひらの豆はつぶれて痛み、肩は腫れ上がり、泊込所で食事が終ると精魂も尽きはててゴロ寝をするのだった。宿舎には蚊や虫が飛び込んで朝起きると体中がふくれあがっていた。

食糧の補給も滞り勝ちで、ビタミンの多い引割麦が不足し、途絶えたり、飲料水もアイヌに運ばせていたが充分なまでに至らず、疲労も重なって足にむくみがかかるようになった。



囚人使用の木靴及び鉄丸・手錠

夏ごろから足が腫れあがる者が続出したが、看守は作業の遅れを理由に休ませなかった。足が丸太ん棒のようになり感覚がなくなり、二、三日で全く動けないし、ノドの乾きが著しく水を欲しが
る。

眼が赤く充血し熱っぽくなると顔も膨れはじめると水腫病とよんでいたが、胸が苦しいといひ出すと一日か二日の命だったという。

元氣な囚人は死者の分まで働かねばならず、工事も遅れがちであった。雪の来る前に完成を予定して急いだが間に合わず、一部民間にも請負わせ、やっとのことで開通できたときは囚徒たちは涙が流れて仕方がなかったという。網走分監囚徒一、一〇〇人のうち水腫病になったのは九一四人、死んだものは一八六人に達したのであった。

空知集治監は幌内炭山の採炭に使役するのが目的であったらしく保安を第二とした強制労働が続けられて死者続出であったという。

明治二十年に在監者一、九六六人のうち炭山外役で発病者は延べ九、三六九人、死亡者二六五人。これはガス爆発、落盤斬殺のほか呼吸器、消化器患者を出し過酷なノルマによる栄養失調による病人が多かったこと、さらにマラリヤによって倒れたものである。二十三年炭山での囚人使役が廃止されているものの十九年から三十年までの一年間に九四一人が死亡しており、道内の集治監死亡率では最高である。

また樺戸集治監では開庁十四年から二十四年の一年間で囚人数三、三四六人のうち死亡五二〇名、罹病者は延総数六、八〇九名で

主に消化器系が五分の一弱を占め、死亡者もこれによる者が多い。同年間に逃走総囚は二三五名で一六〇名が捕縛され、反抗斬殺三二名、未捕縛囚四六名とあるが、その後、他管内で捕縛もあるので詳細は判明しない、月形には千人墓があり死者一、〇二二体が無縁仏となつて眠つていっているという。

4 樺戸集治監空知川派出所

明治十九年、上川仮道路開き工事が着手され、空知太が中継根拠地となり空知川右岸に事務所ができた。

当時は特に建物に名称がなく「空知太」の地名でよぶ囚徒外役派出所であった。

看守 藤 田 軍 平

上川郡道路改築獄舎建設トシテ空知太出張申付候事

明治二十年四月十一日

樺 戸 監 獄 署

とある。明治二十年六月に「空知川派出所」と正式な名称がついた。

是迄官吏出張及公文往復等へ空知太ト認来候処爾後空知川派出所ト相唱ヒ及ヒ忠幣ハ必此「幣」ノ字ヲ相用可被申此段命ニ依リ及御通達候也

明治廿年六月十六日

第一課

各課所御申

（旭川刑務所蔵）

事務所の建物については明治二十年に新改築されたもので、空知川右岸に西方に面したものであった。建坪およそ六〇坪で中央十字形に廊下があり、四室に分かれていた。その後方に一室を作り事務の管理と旅人の宿泊にも使用させていたようである。

このほかに建坪三〇坪を三つに区切って浴室と倉庫なども置いたものがあつた。また、事務所の傍には大樹皮で壁を造つた仮獄舎があつて、ちょうど漁場の納屋のような構えの粗末な建物があつた。

これらの建物については明治二十一年九月に上川視察の永山長官に同行した北海道毎日新聞野中記者の記録がある。その一部に「事務所の建築は昨年四月を以て起工し其年竣工す。其工事は総て囚徒二十人の手に成ると云へり。」とあるところから、事務所以外はそれ以前の明治十九年上川道路の仮道路開きくのため建てられたものと思われる。

事務所所建築責任者として囚徒を看守したのが、藤田軍平であつた。

藤田軍平は、安政五年十二月二十六日青森県南津軽郡尾上村大字追子野村に藤田慶作の四男として生まれた。明治十年十月、警視局四等巡査となつた。同十六年三月退官して、同月十九日樺戸集治監看守として来道、翌十七年六月看守長補助看守となり、二十年四月空知太に出張を命ぜられた。同年五月六日看守長となり、上川道路の改修に当たつた。

明治二十二年七月五日、空知川派出所詰を命ぜられ、屯田兵屋建築の囚徒使役に当たつたが、滝川村開村以前にあつて定住した一人であり、責任者のな立場にあつた。同年八月当時空知管内切つての資産家で酒、醬油醸造業者であつた月形の小塩清作の養子ナカと結婚した。

軍平は十七年ごろ同僚吉崎棟一看守長と江別から美唄にける間

の数百町歩の地を牧場として移民を招き、一大酪農地とする計画をたてた。畜肥は集治監の耕地施肥、牛乳は病囚などの栄養源にしたいと考へ、これによつて北海道の開拓を前進させるといふ計画である。

この創設に当たつて吉崎の藩主であつた旧津軽公から五〇〇円を借り受け「推為館」と命名され、月形の須部都太沿岸に仮放牧場と牛舎二棟と事務所を建て実行に移された。しかし雪の多い地方で順調な歩みを見ないうちに、集治監の方針が農耕主体から土木事業に移つたために、二、三年間の事業で終わり、残念なことに二十年に至つて中絶してしまつた。そのため月形の農事会の発足に力を尽した。

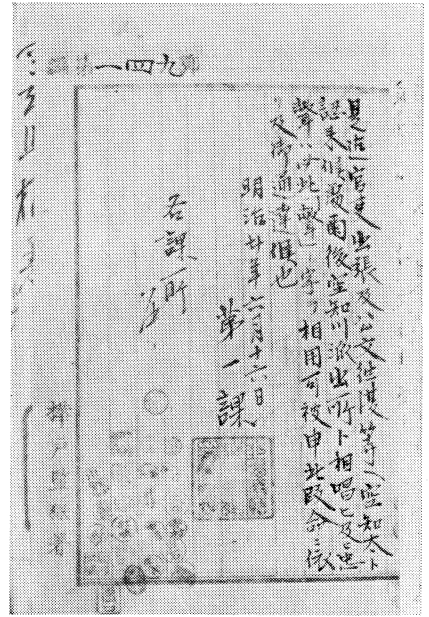
軍平は、明治三十年十二月一四日集治監を退官し、初代月形郵便局長であつた義父小塩清作のすすめで第三代月形郵便局長に就き、昭和二年六月二日死亡するまでこの職にあつた。二男慶輝があとを継ぎ、次いで二女アイの夫とその長男（奈良恵一）と続いている。

空知川派出所は高畑を始め道路工事監督者、その他の官吏休泊兼事務所として使われていたが、明治二十一年八月、上川道路改修も終わつて工事事務所としては不要となつた。翌二十二年には滝川屯田兵屋の建築事務所となつたが囚人使役には建築現場が遠過ぎて不便なことから、一の坂下や二の坂に囚人泊込宿舎を建て囚人管理は作業現場に移つた。ここでの囚人食事内容は別掲のとおりである。

同二十二年四月十三日、典獄安村治孝に昨年末から駅通許可を仰いでいた高畑利宜は「官衛拝借及建増模様替願」を提出していた

<p>明治廿年 二月 泊田 四月 米 雜穀 藥品 及 松 調</p> <p>品目 正月 三月 越馬 赤法 渡方 遣 北 高 錢 高</p>	<p>糶米 志平 廿年 之 三 斗 五升 廿年 之 三 斗 五升 廿年 之 三 斗 五升 廿年 之 三 斗 五升</p> <p>雜穀 志平 廿年 之 三 斗 五升 廿年 之 三 斗 五升 廿年 之 三 斗 五升 廿年 之 三 斗 五升</p>	<p>味噌 白。志平 廿年 之 三 斗 五升 廿年 之 三 斗 五升 廿年 之 三 斗 五升 廿年 之 三 斗 五升</p> <p>醬油 志平 廿年 之 三 斗 五升 廿年 之 三 斗 五升 廿年 之 三 斗 五升 廿年 之 三 斗 五升</p>	<p>塩 白。志平 廿年 之 三 斗 五升 廿年 之 三 斗 五升 廿年 之 三 斗 五升 廿年 之 三 斗 五升</p> <p>馬鈴薯 志平 廿年 之 三 斗 五升 廿年 之 三 斗 五升 廿年 之 三 斗 五升 廿年 之 三 斗 五升</p>	<p>澤液 志平 廿年 之 三 斗 五升 廿年 之 三 斗 五升 廿年 之 三 斗 五升 廿年 之 三 斗 五升</p> <p>麵 志平 廿年 之 三 斗 五升 廿年 之 三 斗 五升 廿年 之 三 斗 五升 廿年 之 三 斗 五升</p>	<p>切干 志平 廿年 之 三 斗 五升 廿年 之 三 斗 五升 廿年 之 三 斗 五升 廿年 之 三 斗 五升</p> <p>梅干 志平 廿年 之 三 斗 五升 廿年 之 三 斗 五升 廿年 之 三 斗 五升 廿年 之 三 斗 五升</p>
---	---	---	---	--	---

樺戶監獄署



＜旭川刑務所蔵＞

が、同月二十二日に許可を得て「空知太人馬車繼立兼休泊所」となり空知川派出所は実質的に「駅通」となったのである。

5 樺戸集治監空知太新波止場出張所

明治十九年五月に上川仮道路の起工以来、月形からの囚人・荷物など搬送も多くなり、上川までの往来は八月の仮道路竣工に伴いますます激しくなった。

仮道路は道路とはいえ人馬が通れる程度のもので充分なものではなかったため、明治二十一年六月四日道路改修着工となった。

これに先だって本格的な道路とするための準備を進め、囚人、荷物の輸送には月形から石狩川を舟で上り、空知太新波止場（現在の滝川駅裏手の石狩川沿岸）と定め、明治二十一年四月に集治監新波止場出張所を開設した。

上川道路の改修に続いて明治二十一年十二月から空知太屯田兵屋の建築、続いて永山、旭川屯田兵屋の建築と二十二年同二十三年は囚人は道路の開さくと建築に使役のため、月形と上川を往復し新波止場が中継地となったのである。

堤防地拝借願

樺戸郡月形村本町通り七番地

平民願人 上田 文助

私儀去ル明治廿一年四月ヨリ樺戸監獄署常置看守奉職中当空知郡空知太新波止場ニ出張御命候得共其際ニハ通路ハ勿論泊スベキ家等モナキ木立原ニ有是止ヲ不得、小屋掛致シ其後追々家作仕候家之有様ヲナシ居候得共、其実土地ハ拝借之手続モ不致今更出願仕候モ恐入候得共当時ハ看守モ辭職致シ旅舎官業ヲ以テ一家之生計相立候場合ニ付特別之御詮儀ヲ以テ別紙絵図面之堤防地拝借御許可相成度然上ハ御規則堅ク相守可申ハ勿論官用地若クハ他障害等有之候節ハ何時ニテモ家作取払御返地可仕候条御指令被度比段奉願上候也

明治二十四年二月二八日

右願人 上田 文助

空知夕張郡長 大井上輝前殿

上田文助は前記のとおり滝川の草分けの一人である。氏は福井県丹生郡赤坂村上田文吉の二男として、嘉永元年十二月二十八日に生まれ、年若くして本道に渡り各地を経てのち月形村の樺戸集治監の

看守となった。明治二十一年、妻き

ぬ名儀で宿屋業を始め、看守をやめ

てからは石狩川の渡舟並びに廻送業

を始めた。明治三十一年上川鉄道の

開通により、石狩川の廻送業も衰え

たので宿屋業に専念した。明治四十



上田 文助

年小野小太郎の雑穀商を手伝い、明治四十四年十一月十九日、六四歳で病を得て没した。

新波止場出張所は波止場から新波止場道路に入った左側にあった。

手続書

明治二十二年十一月二十四日午前第九時頃空知郡字一ノ坂派出所拘禁囚有期限十二年來間恭市ナル者逃走致シ候ニ付捕獲方同郡字一ノ坂下派出所詰看守長若林秀次ヨリ通報有之候ニ付直チニ同郡字新波止場要所ニ張込警戒中同月三十日午前第六時頃樺戸監獄署御設置ノ倉庫裏手ニ人姿遙カニ見ヘ若シ又逃走囚ナラント忍ヒ足ニテ進行候処降雪暴風ノ為メ遂ニ察ヲ見失ヒ候処明曉ニ到リ勿勿搜索中倉庫裏手ニ破毀ケ所有之ヲ認メ候ニ付果シテ逃走囚所為ナラント認定石狩川沿岸百方搜索中波止場川下ヨリ五六丁斗り間ノ枯木蔭ニ潜伏致シ居候ヲ認メ尋常捕獲任候間手続書ヲ以テ此段申候也

明治二十二年十一月廿日

空知郡字新波止場

樺戸監獄署 看守 上田 文助

典獄 安 村 治 孝 殿

△市立郷土館蔵 上田文助 御用荷物運搬帳諸願書届綴込▽

上田文助の看守辞任後の看守について総て詳らかではないが、次のような記録がある。

新波止場出張所詰

年月日	当所詰	看守	屋	井	緑
廿三年十二月一日ヨリ	〃	〃	〃	〃	〃
廿四年 一月一日ヨリ	〃	〃	〃	〃	〃
(廿三年)十二月二日ヨリ	〃	〃	〃	〃	〃
十一月五日ヨリ	〃	〃	〃	〃	〃
十二月二日ヨリ	〃	〃	〃	〃	〃
十二月九日ヨリ	〃	〃	〃	〃	〃
十二月三十日ヨリ	〃	〃	〃	〃	〃

右ハ此書ノ通り当所詰被命候ニ付テハ看守者及総囚人名簿ハ兼テ板本看守長ヨリ御報及有之者ト心得居候処、今般行状表調査書ヲ差支ノ趣モ申越ニ付、更ニ

第二章 開村以前

当所ヨリ看守者及囚人名簿御報知及候也

明治廿四年一月廿五日

滝川村字新波止場出張所

小林

第二課 御中

△月形町蔵▽

とある。この出張所は当時沖里河の工事外役や増毛道路工事、永山、忠弊、神居古潭などと月形本庁との中継に必要な囚人護送宿泊や荷物の搬送に波止場を利用していたもので、翌二十四年末までは設置されていたのであるが、その閉設については詳らかでない。

新波止場外役所

日	朝	昼	夕	夜
廿四年二月一日	三於六人	三於六人	三於六人	三於六人
二日	三於六人	三於六人	三於六人	三於六人
三日	三於六人	三於六人	三於六人	三於六人
四日	三於六人	三於六人	三於六人	三於六人
五日	三於六人	三於六人	三於六人	三於六人
六日	三於六人	三於六人	三於六人	三於六人
七日	三於六人	三於六人	三於六人	三於六人
八日	三於六人	三於六人	三於六人	三於六人
九日	三於六人	三於六人	三於六人	三於六人

第七節 十津川移民

移住の顛末

明治十五年内閣顧問黒田清隆は北海道開拓を土族授産による建案を出した。この案は「移住土族取扱規則」として発布されたが、これは土族を団体移住させて北海道開拓に当てるというものである。

毎年一五万円を八カ年で一二〇万円の授産金が用意されて、この第一回は明治十七年旧鳥取藩土族四一戸が空知に入植された。

入植地は札幌県は毎年一五〇戸、函館、根室県は各五〇戸の予定で、旅費、食費、農具種子代金、仮家作料を貸与するというものであったが、最初の入植後規則は廃止されてしまい、授産金は屯田兵増募に振り替えられることになった。しかし北海道開拓には団体移住の必要性があることに変わりはなかった。

明治二十五年十二月に至って道庁では北海道団体移住者の保護策を発表した。すなわち団体で移住してくる場合は汽車汽船の割引、殖民地区画による入植の特典を与えるというもので、これを全国の府県知事に通知した。

このきっかけとなったのは奈良県十津川郷民の団体移住であったといわれる。この移住は滝川屯田に先がけて、一時滝川の地に入地した移住団体であり、またこの中から多くの屯田応募があり滝川に定住し、開村を早めた団体移住であった。

奈良県十津川村は奈良県の南側一帯五分の一を占める面積を有しているが、紀伊山脈の中央部に位置しているため平地らしい所がなく、一、〇〇〇メートルを越える山々の谷間に住居が点在していた状況にあった。

このため交通も不便であり行政区域も分かれ、明治二十一年までは五五カ村であったものを町村制施行準備のため六カ村とした。当時の戸数は二、四〇三戸、人口一二、八六二人、田二三五町五反、畑五九六町二反の山村であった。

十津川郷は元来、勤王、尚武のところで、古くは壬申の乱に際し吉野軍勢に加わり皇弟大海人皇子（おあまのみこ）（のちの天武天皇）に従って功をあげ「三光の御旗」を下賜され、諸税勅免の地と伝えられており、その後吉野朝（南朝）時代の南朝にあって後醍醐天皇の警備の任に当たったこともある由緒あるところである。

明治二十二年八月十八日、暴風豪雨が奈良県吉野郡一帯を襲い、翌十九日はますます激しくなり、二十日まで降り続いた。溪谷を流れる川は濁流となって谷壁を削り、地すべりとなって川をせき止めて各所に湖水を出現させ、溪谷沿いの民家、田畑を流して様相を一変させるというものすごさであった。この被害は次のとおりである。

流失家屋	二六七戸	全壊家屋	二五九戸	半壊家屋	一八四戸
死者	一六八人	負傷者	二〇人	新湖	三七ヶ所
耕地流失・埋没	田 一二〇町八反	畑	一〇六町		
大くずれ（縦、横五〇間以上）	一、〇八〇カ所				

災害状況が全国に伝わり、各地から暖かい救助の手が延べられて

急場をしのぐことはできたが、生活を立て直すにも田畑、家を失つてはただちに対処できない。この罹災者が全村の四分の一に及び将来を案じて検討が何度も行われ、いろいろな意見があった。一つはハワイなどの海外移民により新日本をつくる。一つには北海道への移住。一つは本州未開荒野の開拓というものであった。

当時、東京在住の十津川郷出身者がその将来について協議していた結果、上京中の永山道庁長官を訪問し、惨状を説明して移住策を懇請したところ深い同情を以て便宜をはかる約束と、県知事との間に書簡による往復があり、東京在住者は北海道移住の意見をみて、郷里に移住の勧告書を送った。

北海道移住新十津川創立勧告書

去八月十九日以来吾郷ノ変タルヤ天災地変並ビ至ルモノニシテ水氾濫シテ丘ニ襄リ地崩壞シテ山壑ヲ填メ田野没シテ耕スベキ地ナク森林流亡シテ伐ルベキノ樹ナク砂石堆積シテ河水面ニ浮バズ道路欠壞シテ糧食運輸ノ便ヲ失シ窮民飢ニ叫ベドモ救フニ道ナシト言フ要スルニ這回ノ災害タル我十津川郷ヲシテ快復ス可ラザルノ地ニ陥ラシメタルモノニシテ長殿・宇宮原・上野地・林・高津・川津・野尻・寒ノ川・那知合・谷垣内・山手・桑畑・大谷・上湯川等ノ地復生ヲ遂グルノ地ニ非ラズ。其ノ他是ニ類スル者多シ。抑十津川郷タル吾人祖先ノ伝來セル地ニシテ吾人子孫ノ相続スベキ地タリ。誰カ此世襲墳墓ノ地ヲ去ルニ忍シヤ。然レ共人ノ祖先ヲ思ヒ子孫ヲ慮ル事ヲ得ル所以ノモノハ其能ク自生ヲ遂グルヲ以テノミ夫ノ乞^こ丐^わノ徒四方ニ流離彷徨スルモノ豈其祖先ヲ追ヒ子孫ノ謀ヲナスニ違アラシヤ。我郷人ノ生ヲ営ムモノ其業異ナルト雖モ大略二者ニ別ツ事ヲ得ベシ。第一耕作ヲ以テ営ムモノ、第二人ノ為メニ伐木運漕シテ生ヲ営ムモノ是ナリ。今ヤ田野埋没シ森林流亡山河ニ運輸ノ道ヲ失ヒ家屋流失セリ。何処ニ耕耘シ何処ニ伐木運漕シ何処ニ住居セン嗚呼罹災諸君宜シク静坐瞑目シテ前記ノ能ク生ヲ遂グルニ足ルノ地ナルヤ否ヲ思フベシ。諸君今官ノ救助若クハ有志者ノ義捐ニ頼リ三月若クハ半年ノ生活ヲ僥倖シ得ルモ数年ニ涉リ安心高枕シテ其生ヲ遂クル能ハザルヤ必セリ。生等一兩年ヲ出ズシテ凍餒^{だうおん}流離ノ患至

第二章 開村以前

ラン事種ヲ立テ峙ツベキヲ知ルナリ。於今速ニ未來ノ禍福ヲ予見シ斷然策ヲ定メ志ヲ決スルニ非ズンバ他日救フベカラザルノ悲境ニ陥ラン事火ヲ見ルヨリ明ナリ。之ヲ防グノ術唯俗情ニ泥マズ奮テ北海道ニ移住シ新十津川村ヲ創立スルニ在リ蓋シ北海道ノ地タルヤ沃野千里海陸ノ物産ニ富ミ農商工漁為ス可ラザルナシ。試ニ之ヲ我郷ニ比較セヨ。

彼開闢以來未ダ管テ斧斤ノ入ラザル鬱蒼タル森林ハ我郷既ニ伐尽ス処ノ山林ノ及ブ所ニアラザルナリ。

彼沃野千里平坦ニシテ耕シヤスク收穫ノオオキハ我郷溪間山復ニ沿フ田畑ノ比ニアラザルナリ。夫ヲ失フノ婦人モ以テ耕ス可ク、妻ナキノ男子モ以テ家ヲ為スベシ。其氣候寒烈ニシテ堪ヘ難シト言フガ如キハ未タ彼地ノ事情ニ通ゼザル儕輩ノ妄言ノミ。南海西海ノ人士多ク既ニ彼地ニ移住シ其健全ヲ保ツ事是レ明証ニアラズヤ。苟モ産ヲ成シ家ヲ興サント欲スルモノハ競フテ赴クベキノ地ナリ。且此災害ノ際數百戸大挙シテ移住スルニ於テハ北海道庁ハ大ニ之ヲ保護スベシ。今其事ヲ舉グレバ

第一 旅費ハ官給ヲ仰グ事ヲ得ベシ

第二 開墾ノ為メニ最モ適當ナル地所及ビ山林ヲ選定シテ給セラルベシ

第三 農具種物一切ヲ給与セラルベシ

第四 官費ヲ以テ道路ヲ開キ排水ヲ造リ以テ移住者ニ便スベシ

第五 土地ニ慣レ農耕ニ熟スルマデ農業教師ヲ附スラルベシ

前記ノ外尚ホ或ハ小屋掛料及來年收穫マデノ食料ヲ官ヨリ支給セラルニ至ルベシ。是等ノ事ハ生來北海道庁官吏ニ内請シ必ズ成ルヲ期スル所ニシテ即売錢ヲ費サズンテ北海道ニ移リ諸君ニシテ勉強意ルナクンバ忽ニシテ數町歩ノ田園ヲ有シ田ニ倍^{ばい}蓰^{しん}スルノ産ヲ興スコトヲ得ベシ。諸君禍ヲ転ジテ福トナス唯此一挙ニアリ。生來曩ニ遙ニ諸君ノ遭難ヲ聞キ日夜寢食ヲ安ンゼズ。諸君ノ前途ヲ考ヘ又十津川団体ノ未來ヲ予想シテ憂慮措ク能ハズ。遂ニ諸君ヲシテ永ク安全ニ生活セシメ又永ク十津川ノ団体ヲ存センニ北海道ニ新十津川村ヲ創設スルノ最上策タルヲ發見セリ。由テ在大阪前田隆禮・在長野殿井隆興・在姫路吉田正進・在隱岐吉田正義等ト謀リ金円ヲ醸集シ前田正之・中島源二郎總代トナリ帰郷シ諸君ト面接スルコトナレリ。生等堅ク北海道移住ノ得策タルヲ信ズ。生等天地ニ誓ヒ諸君ヲ欺カザルナリ。生等此事ノ至大至重ナルヲ知ル故容易ク之ヲ決セズ。最モ我郷人ヲ親愛スル所ノ北島治房君・田中光顯君・森山茂

君・中沼清蔵君・宇田廉平君・片岡利和君・五条為栄君・嘉納治五郎君其他郷里ニ縁故アル頭官紳士ニ謀リタルニ皆一口ニ出ルガ如ク北海道移住ノ策ヲ賛成セリ。生等於是益北海道移住ノ得策ナルヲ確信ス。冀ハクハ諸君生等ガ熱血ヲ揮ヒ滿腔ノ精神ヲ以テ勸告スル所ノ北海道移住策ヲ容レ速カニ之ヲ決行センコトヲ。尚ホ詳細ハ北海道庁理事官浅羽靖君及ヒ前田正之・中島源二郎ヨリ面陳セン。書意ヲ尽サズ希クハ之ヲ諒察セヨ。頓首再拜

千時 明治二十二年九月

中島 源二郎
千葉 貞幹
松村 勇
前田 喜唯
前田 正之

十津川郷罹災諸君

在京郷人の活動に呼応してこの勸告書を被災各村へ配付した郡書記西村皓平は郡長の諒承を得て村長、議員を集めて協議し、移住手続きを説明した。郷内においても文武館長橋本好蔵、東京で遊学中の学生であった東武・西村直一なども移住を提唱していた。

これらのことから移住を決意した罹災者は移住保護願を県知事・政府へ提出することになった。

移住保護願

明治二十二年八月十八日ヨリ二十日ニ亘リ連日ノ大雨暴風ニテ十津川郷大洪水家宅耕地ヘ勿論森林道路ニ至ル迄概ネ流亡破壊シ殊ニ人畜ノ死傷夥シク実ニ前代未聞ノ変災ヲ被リ滿目殆ド荒原ト成果候。其慘状ニ至リテハ筆舌ノ克ク尽ス能ハザル処ニシテ既ニ閣下御熟知被為在候事ニ御座候。爾來聖朝至仁ノ御救恤及ヒ備荒儲蓄ヨリノ救助ト内外慈善者ノ恩恵トニ依リ幸ニ被害人民ノ命脈ヲ繋留致居候。然リ而シテ彼ノ荒涼ノ地ヲ修メ一同旧郷ニ住居スルコトハ到底望ムベカラズ。然ルニ尚徒ニ慕郷ノ念ヲ起シ在再空敷歲月ヲ経過候時ハ罹災稍輕少ノ者ト雖モ諺ニ所謂共倒レト相成遂ニ俱ニ共ニ流離顛沛ノ慘状ニ陥ルベキハ顯然ノ義ニ付断然去留兩者一同申合罹災者六百戸人員式千六百九拾老人団結北

海道へ分住ヲ上願スル事ニ相決シ申候。吾人此窮厄ニ遭ヒ古來由緒有之郷闕ヲ立去リ遠ク北海道ニ移住候共互ニ子孫ニ教訓シ先祖ノ志ヲ継ギ南北相応シ応分ノ忠勤相励赤心ニ有之且誓ツテ開墾其他ノ産業ニ従事シ將來御厄介不奉掛様精々注意可仕覚悟ニ御座候。然ルニ前述ノ通り遭難多クハ僅ニ一身ヲ免レタル真ニ無一物ノ人身ニ有之候間格別ノ御隣情ヲ以テ別紙ニ録シ候移住ニ係ル物件御給与相成候様御取計被下度不堪懇願之至候。恐惶謹言

明治二十二年九月二十八日

大和国吉野郡十津川郷
北海道移住願人総代

田利 豊人
北本 鏡
上東 政太郎
西村 直一
中島 梅太郎
野崎 熊太郎

移住ニ付御保護御給与願ノ要領(略)

この願書は郡・県經由で内務大臣・大蔵大臣に上申され、在京移住事務所も設けられて陳情・協議もさかに行われた。この結果、朝野の同情も得て、十月十六日閣議においても無修正で出願どおり可決され、同日付をもって許可された。

郷内では移住の準備が進められており、また臨時郷会を開いて郷共有財産処置や移住取扱人が定められた。

北海道移住取扱人総取締久保成吉・副取締田利豊人・西村直一・玉置里見・會計主任北本鏡が選ばれ、西村直一は十月十日移住地調査に向かった。十七日空知太に着き高畑駅遙に泊り、翌日から二、三日の調査でオンラリ・トック・カバトを見て移住に適す良地であると判断した。

直一がトックに足を踏み入れた十月十八日、郷里では第一回移民二〇〇戸、七九〇人が十津川を出発した日でもあった。

保護移民を許可された員数は六〇〇戸、二、六九一人で、その年のうちに三回に分け渡道することになり、第一回は二十四日、第二回は二十八日、第三回は十一月一日、それぞれ神戸港から出航して同月六日までに小樽港に着いた。

道庁では移住民の上陸に際し荷物の陸揚や入浴・医療・金円の準備をしており、とりあえず空知太の屯田兵屋に当分一戸に四世帯の同居をさせることにした。

第一回移民は十月二十八日、小樽港に上陸した。移民の輸送は一日二〇〇名ずつ小樽を出発することにして、十月三十一日、手宮から市来知(三笠)までは汽車に乗り、そこから空知太までは馬車の計画であったが道が悪く歩くよりしかたがなかった。

十一月二日からは雪が降り出し寒い中を歩き続け、病人や老人は空知監獄署の囚人が背負い長蛇の列が続いた。

途中奈井江の囚人小屋に一泊することになり着のみ着のまま一夜を明かし、翌日空知太の屯田兵屋に着いた時は一度に疲れがでてぐったりしたという。

道庁では樺戸監獄署本署に移住民の世話をしよう配意して諸費を計上し、空知監獄署がその任に当たった。

明治二十二年十一月十一日

会第四一一号 件名本庁第三部へ回答ノ件

十津川移民ニ係ル諸費本庁第三部ヨリ送付ニ付回答案左ニ相伺候也

案

第二章 開村以前

十津川移民ニ係ル諸費金千八百六円六拾八錢八厘三井銀行為替金券ヲ以テ御送付相成正ニ領収候ニ付別紙証書壹葉及御回送候也

年月日

本署

本庁第三部宛

別紙(略)

明治二十二年十一月十八日扱済

明治二十二年十一月十三日起案者書記成川長広

会第四一七号件名 空知監獄署ヨリ別紙第四五〇号ヲ以テ十津川移民荷物運搬用琉球表參百枚購入ノ件ニ付本品納メ人請求書二葉送付相成候間左案ヲ以テ本金本人ニ付支払可然哉此段相伺候也

案

一金四拾四円四拾六錢

但シ本年十月中琉球表參百枚買入代金

右三ツ井銀行金券ヲ以テ差送候条領収ノ上該証書折返シ可被差廻候也

年月日

樺戸監獄署

市来知本町西屯丁目二十番地

岡田武吉殿

屯田兵屋には十一月六日から十八日までの間に集結した。屯田兵屋は四四〇戸を建築の予定であるが、まだ一五〇戸しか完成していなかったため、一棟が六畳二間と四畳半一間に四世帯は窮屈この上もなかった。

移住民の家具並びに米噌は江別から石狩川の船便を予定していたが、樺戸(月形)から上流は水量がなく上れないということから市来知より囚徒の力で運ばれ遅くなったので、夜具もなく不便な日が続いた。この間の事情は明治二十二年十一月六日付読売新聞附録に記載がある。

十津川移民小樽に到着す



小樽に上陸した開拓移民団



奈井江外役所位置図

同第一回分七百八十八人は遠江丸にて去二十八日午前八時小樽に到着せしが総員中老婆一名死去し外に小児一名船中にて負傷し又臨月の婦人二名ありしも、他は皆壮健にて同十一時迄に悉く上陸せしに付き、小樽郡長森長保氏の尽力にて各旅宿屋に分配して宿泊せしめ、其旅宿料は下等の半額にて止宿することとなれり。右移住民は兩日間長途の慰勞傍々準備の爲同地に滞在し、去三十日(注 翌三十一日)に出発している。汽車にて市来知に出発する筈なり。右に付小樽郡役所に於ては武市郡書記外二名を病人係とし、折田警部山下書記外二名を旅亭係とし、辺見岸本の両郡書記を荷物係とし、尚道庁よりは小阿瀬属伊吹技手等を派遣せられ、諸事懇切に取扱はるる趣きなり。又移住民は市来知に赴きたる後同地にて一、二日間滞在するに付、市来知監獄署撃剣場及囚徒教誨場等へ宿泊せしむる筈にて、市来知より奈井江を経て空知太に達するには其路程十里弱あり。道路泥濘にして僅かに馬足を通ずる位なれば中途にして疲労せんことを虞れ、奈井江(市来知より六里二十三町余)に宿泊所を仮設して、此に一宿し翌日空知太(奈井江より三里九町余)に達する都合なり。右移住民の家具並に米噌等空知太に送るべき荷物は凡そ六千五百余箇ありて、最初は江別より船にて廻送する見込みなりしも、石狩川減水の爲樺戸(注 月形上流)は船を通ずる能はず、己むを得ず市来知より囚徒の手にて運搬することとなしたれば市来知空知太間は昨今囚徒の荷物を運搬するもの絡繹絶えざる景況なり。尤も江別樺戸間は通船に差支えなきを以

ずる能はず、己むを得ず市来知より囚徒の手にて運搬することとなしたれば市来知空知太間は昨今囚徒の荷物を運搬するもの絡繹絶えざる景況なり。尤も江別樺戸間は通船に差支えなきを以

て来年の食米等は樺戸に廻し置き、石狩川増水次第に空知太まで廻送する見込みにて川汽船上川丸は目下江別より樺戸まで日日食米百石内外を運送せるが移住民の空知太に到着の上は五日間焚出米を給する見込みなるが、其間には折合ひも付くべければ各次銘々に炊事をなすに至るべしとの事なり。

また十津川移住民の一人である後木喜三郎の話(昭和三十六年談)によると

(前略) 移住地に入る前に滝川屯田兵屋に入ったが、東五丁目で数家族一諸だつた。明治二十三年六月十五日開け渡しを申され新十津川に移った。そのころ三丁目と四丁目の処に練兵場があり、その頃は一番賑やかな所であった。この坂の西側に大隊本部があった。練兵場の近くに大きな家があり、その家に仮に新十津川建村役場があった。忠別に行く道路は樺戸街道(滝川農協の所から月形まで)から一の坂までは良い道であったが、この坂あたりからは悪く三丁目から東に折れ、練兵場を通り五丁目の下側を通り六丁目から七丁目に出て忠別に向かったものである。

兵屋は囚人が作ったもので、二十二年までに七丁目ぐらゐまで既に完成していた。

新十津川は屯田に準じ官物を給与されていた。屯田は三年の給与があり、十津川移住民は二年の給与があった。

と当時の模様を述べている。

移民団はまず兵屋二棟を借り受けて移民事務所とし、さらに空知太の道庁出張所では小野道庁農商課長及び空知夕張郡長代理八田郡書記と移住民役員が会合して、新しく作る村の組織、吏員、規定について協議したが、十一月二十五日の会合では選挙が行われ、戸長に更谷喜延、用係に松実漏器、野崎良馬が選ばれた。

同二十七日は役員十数名が対岸トックの測量区を道庁技師柳本通義の案内で实地見聞した。同二十九日には役員協議会を開いて重大な議決がなされた。

第一は移住地の決定の件についてである。道庁では樺戸郡トックと内定していたが、屯田兵志願者や空知太入植希望もあった。結局審議の結果は、屯田兵志願者は空知太に、普通移民はトックに入地することを確定した。

第二は村名選定の件については「新十津川村」となった。

第三の移民小屋掛の件であるが、官庁依頼説と自営説に分かれたが結局官庁に依頼することになった。各戸に下付される小屋掛料五〇円によって、およそ一五坪、畳を敷き壁は二重壁とする。屋根は桎ぶきとする。

という三つの議決がなされ、ただちに道庁へ上申された。一方、屯田兵志願の者は十一月三十日までに申込むことになり一六歳以上三六歳以下を資格とし十二月四日検査日とした。その後、志願者が続々とあり同月八日まで検査があり、結局九五戸が合格している。合格者は兵屋が次々完成されているので、同居から分かれて兵屋を与えられ、幾分か同居世帯の窮屈さが薄らいだ。

移住者たちにとって、一番の苦痛は寒さであった。燃料はあっても生木のため、くすぶる煙はもうもうと家中に立ちこめ、眼病者が続出し、また家屋が耐寒に向かないため昼となく夜通し焚かなければ寒くて寝ていられない。朝起きると襟もとに霜柱が立つという状態で徹夜をして火を焚くことも多かったという。

この年の冬は悪性の風邪が流行して死者も出た。みじめで窮屈な生活を送る移住者に不満を述べる者も出てきた。寒気を避けるのに札幌地方の建物に一時移って冬を越したいという希望もあったが許

されず、結局、北海道義捐金の内から三〇〇円の下渡しと持参金で当面必要な食料・石油・食器・器材・日用品等を購入し、馬七頭と運搬用具を備えて、越冬することになったのである。

明治二十三年二月一日

上杉直温

宇智吉野郡長吉田正義殿

記

明治二十二年十一月十二日前略、移住地ハ樺戸郡字徳久ニトスルヨリ他ニ良地アラズト認定ス、然レドモ今屯田兵屋ノ実況ヲ觀ルニ全敷地毎戸十七歩半ニシテ四畳及ビ六畳舖キタル室並ニ板間土間ノミニテ夜具式枚茶碗式個アルモ鹽漱点灯等ノ器具ナク加之移民荷物未著、衆皆著後五日間ハ炊出ヲ以テ賄ヒ其後ハ白米ト野菜類ヲ下付セラル、ト雖モ商店稀少或ハ一二ノ雜貨店アルモ大根(長一尺三寸 周四五寸)老本金三錢五厘乃至四錢味噌每貫金廿八錢乃至三十錢醃梅式個若クハ三個金老錢ニ下ラズ、道庁ヨリハ且下荷物運送最中ニシテ頗ブル手廻り兼ヌル狀況ナリ、聞ク例年年末ニ至レバ小樽市未知間ハ積雪鐵道ヲ埋没シテ汽車為メニ運轉ヲ止ムト因之今急ニ野菜若クハ必要ノ物品ヲ購入シテ準備セザレバ多数ノ移民生活ノ策ナカル可シト、於是急ニ移民需用品ヲ購求シテ健馬ト馬糞ヲ賃借シ以テ空知太へ送付スベキコトニ議定セリ(以下略)

やがて十二月五日奈良県吉野郡川上村大滝の商人杉本勇治兄弟が大滝の素封家土倉庄三郎の指示により多数の商品をもって来住し、兵屋三、四戸を借り日用雜貨の營業を始めた。

これは当時商店が少なく移住民に品物を高く売付けるため、土倉がこれを憂いて杉本兄弟に營業させたもので、その後に故郷からの荷が届いたので移住民もやっと安心することができた。

新しい村づくりの準備にとりかかったとはいえ、この厳しい北海道の開拓事業は容易なものではない。移住者は今後相互の協力提携と一致団結をしなければならぬということ、「移民誓約書」が起

草され各戸主連署を以て誓いあった。

移民誓約書

第一条 吾ガ移民者ハ故郷ヲ去リ遠ク絶海ニ移住セシモノナレバ将来一致團結
五ニ扶持提携シ緩急相救ヒ患難相卹(あわれ)ミ偏ニ村ノ隆盛ヲ期シ勤王ノ
御由緒相続ヲ計ル事。

第二条 吾カ移民ハ其貸付セラル、処ノ土地ヲ開墾シ自営ノ目途ヲ達セントス
ル主旨ナルヲ以テ、各自五千坪以上ノ土地ヲ開墾スル迄ハ決して他ノ業務ニ
従事セザル事。

第三条 旧郷ヨリ分割セル処ノ金員ハ勿論恩賜ノ就産資金ハ幾多ノ困難ニ遭遇
スル事アルモ、各自ニ分割消費スベキモノニアラザレバ、之レヲ新十津川ノ
基本財産ト為シ相応ノ利殖法ヲ設ケ将来枢要ノ村費ヲ支ヘ教育殖産ノ資ニ供
スベキ事。

第四条 移住開拓創業ノ際ハ各自非常ノ節儉ヲ守ラザルベカラズ依テ左ノ各項
ヲ堅ク服膺スル事。

一 不急ノ器物ヲ購求セザル事。
二 家屋ノ構造ハ可成堅牢質素ヲ旨トシ苟クモ裝飾ケ間敷事一切アルベカラ
ズ。

三 家族ノ外二人以上会席酒宴ヲ為スベカラズ。但開村記念日大祭、祝日ハ
此限りニアラズ。

四 村内ニ於テ飲食店ヲ開カザル事。
五 衣服ハ可成木綿ヲ用ユル事。

第五条 学校ヲ興シ教育ヲ盛ンシ、児童ヲ就学セシムル事ヲ怠ラザルベシ。
第六条 各自礼節ヲ重シ苟クモ風儀ヲ乱リ世間ノ噂ヲ受ケサル様互ニ相懐ム
ベキ事。

第七条 前各条ノ約ニ背クモノアルトキハ村長、五十組長又ハ村吏ニ於テ再庇
之レヲ訓戒シ到底改悛ノ見込ナキ者ハ給与年間ニ在リテハ、官ニ請フテ給与
米金ノ幾部分ヲ減スル事アルベシ、又給与年限後ニ在リテハ村中隣保一切私
交ヲ絶ツモノトス。

右ニ記載スル処ノ条項ハ堅ク相守リ決して違背セザル事ヲ誓フ依テ左ニ署
名捺印ス。

明治二十二年十二月

移住者戸主連名

この戸主連名について、トック原野に入地した者は母村から送付された戸籍簿によると五三七戸である。また世帯員総数二、二二四人となっている。なお別に屯田兵入隊世帯は九五戸、うち分家戸主二三戸となっており、世帯員総数三二三人である(注 新十津川町史による)。

このほか明治二十三年七月四〇戸一七八人が来住した。移住地の区画測量は二十三年三月中旬から七名測手を動員して始められ、四月下旬に完了している。

入植地の決定は抽せんでほしい同郷者の近くとなるように希望が生かされ五月に決まり、六月十五日までに屯田兵屋を明け渡すように命令が出されて、トック原野の割当住居に移った。

この住宅はかねて道庁に依頼し建築してある家で、三間と四間の一二坪、一戸一棟当たり

五〇円(一坪金四円六拾

五〇円(六錢二厘)で切組

惣丸太造、側廻間仕切と

も土壁塗り、屋根薄桎押縁

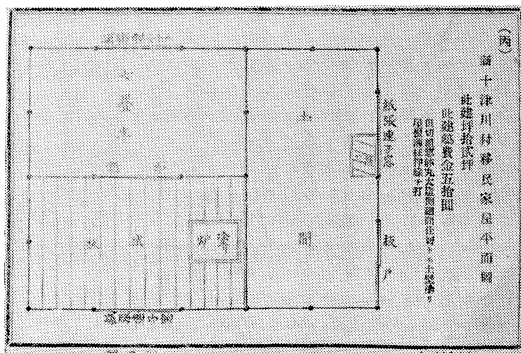
ち打ちで屯田兵屋より狭い

が耐寒性となっている。な

お当時の移住士族の建坪は

一定の基準はないが、通常

は一六坪内外とし、家作料貸与は一戸七五円以内とされていた。



新十津川村移民家屋平面図 <北海道移民
問答 明治24年7月道庁殖民課編>
函館図書館蔵

原始林の中に建てられたため隣家も見えない、方角もよくわからないという状況であったが、移住者は移り住んだその日から開墾の準備を進め、家の周囲から開墾し、大木の伐採をして未開地原野が切開かれていったのである。

これが新十津川町の開拓の始めである。なお村の誕生としては明治二十三年一月十五日北海道庁令第一号をもって「樺戸郡新十津川村」^{シントツカハ}として設置されたが、同時に「空知郡滝川村」も設置されたのである。

西村直一の北海道紀行

(前略) 十日十時五十分新橋発車十二時前横浜ニ著(中略)

十六日 行季ヲ修メ道庁ニ到リ湯地君並ニ小野農商課長他数氏ヲ訪ヒ要談須臾恰モ好シ通信吏木村智君ノ空知太マデ至急電話架設ノ為メ出張スルニ会シ同伴停車場ニ至リ十時十分札幌発同夜市来知ニ一泊、渡辺郡長(空知夕張郡長)ノ紹介ニヨリ数名ノ吏員ニ面晤シ日暮飯宿此日経ル所江別幌内岩見沢ノ数所ニシテ際限ナキ平原ニアラザレバ蒼々タル樹林ニテ人民多クハ樹林中ヲ開墾シテ所々ニ点々タリ、此中江別ノ如キハ一小時街ヲ為セリ、平原ハ多クハ泥炭地ニシテ望アル地ハ樹林地ナリトス、農家ノ何レモ春芽ノ如キ景況ヲ呈シ居タルハ時節柄身ニ取リ一大快楽ヲ感ジタリ。

十七日 市来知ヲ発シ単騎空知太ヲ指ス。会々岩尾看守長ノ空知太ニ行ニ過ヒ且ツ行キ且ツ談シ正午美唄ニ達シ監舎ニ入り午食ヲ喫シ須臾同所ヲ発シテ午後五時空知太ニ達ス、此日行程九里世式町経ル所悉ク樹林地タリ地味或ハ肥瘠アリ或ハ湿地アリテ同一ナラズ、道路ハ三間幅ニシテ市来知以北一直線タリ、数日前連日ノ降雨ノタメ泥濘殊ニ甚シク行路ノ難美ニ名状スヘカラザリキ、市来知以北路傍ノ民家ハ二三戸ヲ認ムノミ他ニ五、六ヶ所ノ囚徒ノ仕事小屋ト空屋兩三戸アルノミ乗馬賃ハ市来知ヨリハ九十錢ヲ常備トス、直一ノ乗馬ハ此日ヲ始メトシ熟達モ亦此日ニアリトス、呵々空知太ハ空知川石狩川ノ出合ヲ距ル事十五、六丁ノ処ニアリテ人家十戸許ニシテ余ノ投宿セル高島氏ハ此地ニシテハ実ニ立派過ギタル旅舎ナリ(止宿料五十錢)、当地ニハ目下屯田兵屋建築ノ大倉組人夫数百名ト囚徒数百名入込居ルヲ以テ随分繁盛セリ、市街地ト定マリ居ルハ二十

第二章 開村以前

坪一本位ノ蒼々タル樹林地ニシテ「赤ダモ」「ヤチダモ」等ノ樹木ヲ多シトス、土地ノ形勢ヨリ察スルニ三年ヲ出ズシテ二、三百ノ軒ヲ竝ヘ五年ヲ越ヘズシテ五、六百乃至千戸位ノ人家ヲ見ルナルベシト思ヘバ実ニ榮モ多カリシ、此夜ハ高島方ニテ柳本氏ヲ始メトシ屯田大尉椽内、大倉組々頭土田其他十津川移民事務掛大久保(親麿)氏以下十余名ノ吏員ト小酌ヲ催シ万事ノ打合せヲ為セリ、屯田營所モ目下出来セル分ハ二百戸位ノ事ニシテ井戸等モ未ダ著手ナキニヨリ明日ヨリ昼夜兼業ニテ少クモ三百戸ハ万事住居スルニ不都合ナキ様今月中ニ人夫ヲ増加シ出来上ル事ニ致シ貫ヒタリ。

十八、十九日 両日は山行ノ用意ヲ為シ柳本氏ト共ニ「アイノ」二名ヲ引連レ「オンユラリ」「トツク」「トレップタウシナイ」「カバト」四河ノ近辺ヲ縦横無尽ニ実見シ去レリ。(中略)

二十日ハ河川ノ景況ヲ探ラントテ空知川ヨリ丸木船ニテ樺戸ニ下レリ。陸地ナレバ九里間ノ処ナレドモ川身迂回シテ十五、六里ハアルベシ。兩岸ハ総テ樹林ニシテ大水ノ時ハ常ニ河中ニ倒レ込ミ流木処々ニ枝ナリニテ沈ミ居ルヲ以テ汽船ハ樺戸ヨリ上流ニハ目下至ラズ残念ナリ、若シ数万円ノ金ヲ投ジテ川ザラヘスル時ハ雨竜以上ニモノボルベシ。余ノ空知ヨリ降りシ船ハ賃金三円ノ高価ナリシ。但シ丸木船ハ「アイノ」二名ニテ櫂ヲ操レリ。余ノ空知ヲ出タルハ午前九時五分ナリシガ風ノタメ少々後レタルヲ以テ樺戸ニ着セシハ午後四時四十分ナリシ。是日ハ時々雨降レリ。舟中ノ困苦思フベシ川幅ハ大約百二、三十間深平均二間位兩岸ニ吉野川ノ如キ河原ヲ見ズ、空知ヨリ「カバト」迄ニ鉄瓶大ノ石ヲ見ザルハ地方岩石ニ乏シキヲ知ルノ証ナリ。川水ハ隅田川ヨリ少シク濁ヲ帯ビタル方ナリ。俗ニ淀川船ト称スル三十三石船四、五艘及ビ丸木船モ三、四艘米ヲ積ミ帆ヲ揚ゲテ上リ居レリ。是等ハ空知ニ至ルモノナリ。此ノ船ハ樺戸ヨリ二日半ヨリ三日ヲ費シテ空知ニ達ス、兩岸ノ樹木アルガ為メニ十津川ノ如クハ沿岸船ヲ引テ上ル事難カルベシ。直一ハ樺戸ヨリ猛風雨ヲ冒シテ当別・篠津、「ツイシカリ」等ノ農業地ヲ視、目下当地ニ帰り万事ノ仕度ヲナシ居レリ。何分多忙ニシテ詳細を報ズルニ暇アラズ、追テ細報ヲ呈スベシ。想フニ今頃ハ吾同胞多分鹿島洋辺ヲ狂瀟ニ揺ラレナガラ来リ居ルナラント不覚暗涙此目ニ溢レ候。明後夜ハ小野農商課長等ト同行小樽ニ向フ事ヲ約シ置キ候故小樽海岸上ニ佇立シテ涙ヲ飲ミ故郷ノ父老兄弟姉妹ニ面スルハ明後々日正午頃ナラント乘居候。筆洩リ復書スル能ハズ余期他日又々。

十月廿六日

札幌南二条京花楼
西村直一

東京十津川郷友会諸君

手紙ノ奥ニ書キ添ヘ侍ル 直一

住ミ馴レシ芳野ノ里ヲ出テシ身ハ蝦夷地ノ錦イツカカサラム
タヒ枕物ヲ思ヒテ終夜窓打ツ波ニ夢クタケツツ

西川徳夫の報告

(前略) 八日市来知ヲ出発シテ空知太ニ至ル……(中略)

九日(注 十一月) 空知太ヲ出発シテ移住地ニ至ルニ此辺ハ将来空知太市街
地トスヘキ計画アリシ地ヨリ北ニ凡上下シテ壹町ノ嶺アリ之ヲ一ノ阪ト称ス、
此所ヲ以テ市街ト屯田兵区域内トノ分堺トセリ、移住地ノ景状タルヤ東北ニ山
ヲ帯ビ西南ニ石狩川アリ何レモ平坦ニシテ中央ニハ兼テ道庁ノ見込アリシ室蘭
ヨリ布設スル鉄道線路ニシテ枕木ヲ置テ「レール」ヲ敷ケバ直ニ汽車ヲ通スルニ
至レリ、又該地ハ肥沃ニシテ(トド松)大ナルハ八、九尺小ナルモ三尺廻リノモノ
繁茂セシ地ヲ開墾シテ兵屋ヲ建築セリ、尋テ移住地ニ至リ移民ニ其近状ヲ問フ
ニ答ヘテ言フ移住セン日ヨリ家具夜具等新調ノ物品渡方アリテ食物ハ日々焚出
アリ米モ極白ニテ朝夕ハ味噌汁昼ハ生魚二寸ニ三寸ノ切身每人壹個ツ、頂戴シ
テ既ニ今日ニテ五日ナレバ明日ヨリハ白米ヲ渡サル、違アリ、又焚木ハ家屋
ノ前風防ヲ除クノ外ハ伐採ヲ許サレタルヲ以テ御見掛ノ如ク移住以来採セリ
ト乃チ其木ヲ視ルニ何レモ長四尺ニテ高六尺以上二間ニ積ミアリ、又言フ此木
ハ伐採スルト直ニ焚ク事モ出来ヌヤト、案スレドモ伐採後直ニ焼得ルヲ以テ昼
夜焚火ヲシテ室内ヲ温メル故別ニ寒冽ヲ防クニハ差支ナク誠ニ難有ト小官曰ク
此難有恩ハ将来決シテ忘ル、事勿レト、移民或曰ク這回ノ事子々孫々ニ伝ヘ必
ラズ忘ザル様可致ト、小官又問フ医師ハ如何、答ヘテ言フ医師ハ毎日一回ツ、
患者ノ有無ニ論ナク巡回アリ、又巡查モ日々巡回アリト。(以下略)

明治二十二年十二月四日

奈良県属 西川 徳夫

奈良県知事子爵 税所 篤殿

森秀太郎懐旧録

十津川移民団に加わつて移住した森秀太郎は

以前から日記をつけていたが、移住後も克明に日記をつけ、以来四

〇年間にはわたる事柄を懐古した懐旧録を残した。これによると移住
前後の様子がよくわかる。

明治貳拾貳年十月十八日出立

愈々本年中ニ移住ナス事ニ決定ナルヤ十月ニ入ツテカラハ仕度ニ付其多忙ナル
事、財産ノ所分スル人貸借ノ整理或荷造ニ忙殺サル。役場ヨリハ時々刻々ノ通
達村々刻付ケテ回状最後ニ神納川ハ高野超ヘ、二村中ノ村組ハ五条経由大和高
田ヨリ河内へ出スル事。河内柏原ヨリ大坂へ汽車便ニ依ル、神ノ川組ハ大股高
野橋本ヲ経テ堺へ出スル事。汽船ニハ神戸ヨリ出帆ノ事。其積リニテ神
納川ハ十八日出立大股泊リノ事。各自荷物ハ一個六貫目トシ六個ヲ限ル事。襟
ニ菱十字ノ印ヲ付スル事。仕度金ハ一戸ニ付三円三十六銭宛役場ヨリ渡サレ
ル、各自思ヒノニ出立祝アリ、生別テ在テ死別テ在ル、送別宴ハ歌フ踊ルト
賑フ中ニモ云ヒ知レヌ異容ノ感ニ咽ブハ誰人モ同ジ、自分ハ家モアリ弟辰二郎
が残ツテ居住シテルノデ左迄デモナカツタガ、全部流失シテ移ル人々ハ一層ノ
感シ深シ。(中略)

十八日ノ夜ハ大股テ坂屋ト坂口屋テ分宿ス荷物ハ全部係員に引渡ノデ此レカラ
ハ先方ノ責任、見レバ地方村々ヨリ雇入昼夜ニカケテ高野へ出セリ自分ハ内野
ノ方々ト坂口屋テ泊タガ宿屋デナイカラ布団ノアル筈モナシ夜明ケ近クニナル
ト寒サ身ニコタエ。(略)

翌廿日ハ神納川移民全部が揃ツタ(十津川郷士北海道移)ノ旗ヲ立テ威勢ヨク
高野ヲ出発(略)

翌廿二日早期(塙)停車場へ集マル事汽車ニ乗後レタラ困ルカラ他出セサル事。
寒イノニ二時間以上モ庭ノ一隅テ待タサレタ、ヤガテ汽車ガ這入テ来タ(中略)
當時汽車ハ今願ヘバ、車モ小サク粗末ノ者デ機関士モ下手也。山天ノ泉谷照明
車中デ云フニハ動キ出ス前ニカタント引立ルカラ驚カナイ様ニト注意アリ、如
何程動クカト注意シテ居レバ成ル程、思タ程ニモナイガ相当キビシク引立タ、
車中百七八十乃至二百人ノ者デ今迄ニ汽車ニ乗タ人幾人アリシヤ、泉谷照明外
二、三名ヲ除イタレバ殆ト始テノ者斗リ余リ早イノデ只々驚ク斗リ(中略)

廿四日今日ハ愈々乗船(略)時刻カ来タノデ世話掛リニ引卒サレ棧橋に向フ、海
ニ向ツテ左側ニアル巨船カ吾々ガ乗リ込ム遠江丸也。頓数ハ知ル由モナイガ而
シ八百人カラノ人数ヲ乗込マセタノダカラ二、三千頓ハ在ダデンヨウ。純粹ノ
貨物船テ立派テハアツタガ、右側ニ在タ船ハソレワノ驚ク斗リノ立派ナ客船

テ東京丸ヲ在タ。コンナ船へ乗り度ナアト咄合タ吾々ハ最早知人ヲ見送りニ来
タ人ハナイノデ此所テハ別辭ヲ交ス人モナク心置ナク乗込ダリ始テ汽船ノ見始
メ乗り始メ

咄ハ前日ニ戻リ大阪ニ於テ晒トカ紙トカ種々義捐品ヲ贈ラレ神戸有志ヨリハ
「哀別業」將來「染貫」イタ手拭ヲ贈ラレタリ、此両市デ贈ラレタ義捐品ハ中々大
シタ数テ在タガ一々記憶ナシ、神戸テ泉谷ヨリ拾円(定一郎ト約束ノ分)請取
タ、汽車ノ中テ死ダ佐古ノ「タカ」ハ神戸テ係員ノ世話ニ依リ埋葬セシ由。

(中略)

廿八日晴天、甲板へ上レバ寒イノ夫デモ右ノ方陸ニ近ク見レバ畑ニ青イ菜カ
見ユル、家屋モ見ユル彼此ノナ処デモ人間カ住ンデ居ルノカ思イツツ午前八時
頃テ在タカト思フ、愈々待チニ待タル小樽灣へ這入タ舟ハ止マタ、碇ハ下リ
タ、海岸ニ汽車カ走ル小イ家ガグチャノアル右ノ方ノ山々ハ橋ノ木ノ枯葉カ
目ニ付クガ何レヲ見テモ青々トシタ山ハナシ枯木山斗リ、何ダカ外国へデモ来
タト感ジル位、数回ノ躡デヤツト上陸ス、己ニ宿ハ割当出来テ居テ夫々案内
ニ連レラレ行タガ途中水槽ニ滾々ト清水カ溢レテ居ルノデ一掬吞ンタトキノ味
ヒタラ終生忘ル、事出来ス、如何セン五日間清水ニ不自由シタガ為也。(略)

三十日 滞在、其間に準備カ出来タリ、曰ク道ハ鐵路廿四、五里行テ市来知ト
云フ所へ着ク其所ヨリ新道テ中々道カ悪イガ何トモ仕方ガナイ徒歩スルヨリ外
ハナイ、此道ヲ十一里程歩マネバナラン、中途デ木屋ガアル囚徒ガ道ヲ作タトキ
ノ小屋デアアル、布団モナイ火ヲ焚テ夜明スヨリ外ナイ、行キ着所ハ空知太ト云フ
所デ来年屯田兵ヲ入ル、ノデ家ヲ建テツ、アル、沢山建テナイノデ一戸ニ四家
族宛同居スル事、夫々抽籤ヲ定メル事。其所テ籤引タ処、自分ハ杉清ノ組ニ入
リ、温井(浦貞蔵)尾上亀五郎、橋戸(沢渡席吉)三戸ト同居スル事ニナツタ。

(計十六人)

三十一日 此日ハ晴テハ居タガ中々寒イ日デ在タ八百人カラノ人が一度ニ出立
シテハ宿泊スル処カナイノデ四回ニ分チ一回二百人宛出立、自分等ハ此日一回
テ出立シタ、手宮ヨリ汽車ニ乗タ、客車ハナイノデ貨物入レノ箱台車ニ座ヲ布
キ、其頃ノ汽鐘車ニハ馬ノ鈴ノ如ナ大キナ鈴ヲ附ケ前後ニ動キカンカンノ
ノ驚音ヲ鳴ラシタ者デアアル。最モ申迄モナク市中ヲ通ル丈ノ事也。錢函ヲ
過キテ彼ノ広い原野見タトキト谷地テ在テ修繕シテ居テ徐行シタノト記憶ニア
ル。彼ノ大平原ト幌向ノ大平原ニハビツクリシタ。斯ノナ広い土地ガ空ケテア

第二章 開村以前

ルノニ何ゼ吾々ヲ遠方ヘヤルカト思ツタ。札幌デヤト云フ事ヲ車中デ聞タガ林
檜ノ樹ガ在タ事丈ケ聊カ記憶ニアアル、夫レカラ何時ノ間ニ行タカ途中ハ知ラ
ス、此処ハ江別テフ所デヤト云ハレ見レハ山中ニ小サナ停車場ガ左ニ見ユ、途
中玉蜀黍ヲ沢山外ニ架ケテ在テ黄金色ノ美シサ、今思ヘバ岩見沢辺テ在タデン
ヨウ。ヤガテ汽車ハ幌内ト云フ駅テ止マツタ、一同下車シテ、七、八丁歩行ト
ノ事。其下リタトキノ寒サタラ生レテ始テノ事テ在タ。沢渡席吉ハ可愛想ニ父
ノ好方ガ前年来ノ病氣デ一足モ歩ンズ五尺七、八寸モアル老爺ヲ負フテ歩ムノ
ヲ見ルト涙出ル位ダツタ。道々大根ノ大キナニハ驚タ愈々市来知ノ市街ニ入ツ
タ、宿屋カ不足テ移民ハ全部集治監テ泊ルノダトテ案内サル、建物ハ極新ク概
ノ木香ガスル位、厚板テ二重張り囲イガ完全ナノデ勿論火ノ氣ハナイガ泊ツテ
見レバ暖カシ、少々宛テモ手荷物カアル処へ多人数無理ニ詰メ込タノデ互同志
カ喧嘩スルヤラ人間モスル場合ニ遭フト独自ノ本能ガ出テ人情ナドハ何レニヤ
ラ。ヒゲムシヤノ看守カラランブニ燈シテクレル、入口ニハ炭火ヲ起シ看守二名
宛交替デ夜警セラル、夕食カ出タ炊事ハ囚人カナス、此所テ始テ囚人テフ者ヲ
見タ、内地テ居ルトキデモ悪事スレバ赤襦袢着ニヤナラント話ハ聞テ居タガ、
現在見タノワ此所テ始テデ在タ。飯ハ小サキ桶ニ入レテアル(杓位桶)糠テ造
タ斗リノ桶ニ暖カイ飯入レタノデ一種ノ臭気、美味クハ無カツタガ漬物ハ休菜
ノ新漬テ其味ハ誰モ彼モ其後ノ一ツ話ニ残ツタ位味ハヨカツタ。此レモ小樽デ
飲ンダ清水ト同一デ永ク美イ漬物ニ不自由シテ居タ結果ナリ、船中デハ沢庵カ
ラツキヨ漬位、小樽ノ宿デハ出シテモ少ナシ、然ルニ今此所テ味ハヨシ食ヒ丈
ケ何ボデモ沢山食ベタノデ尚更一同喜ンダノデアアル。

十一月一日 初雪降タ囚徒カ仕事ニ出ルトキノ点呼ヲ見タガ一列ニ立タセテ一
方ヨリ一二三順序ニ番号ヲ称ヘサスル、夫レガ済ムト各自仕事ノ部所ニ着
ク、二日カ翌三日テ在タカ確カナ記憶ハナイガ多分此日ノ夕方テ在タカト思フ
ガ小学校へ移転ス(略)

五日 朝霧晴レヤラヌ中ニ前日来降リシ雪ヲ踏ミ出立ス。

朝ノ中ハ左迄モナカツタガ天気ハヨシ晴ル、從ヒ雪カ消ヘ始メ新道ノ事トテ泥
田ト同一中々進メナイ、道ハ単調ナ一条道デ高低モナクバ、屈曲モナイ往ケ共
ノ変化ハナイ、大深林ヲ道路丈伐リ取り開イタノデ先方ヲ一望スレバ、堀割ノ
中ヲ歩ム如ナ者、美唄川(当時ハ名モ知ラズ)ノ橋ノ処ニ笹木屋カ二、三軒ア
リ昼飯シテ又々同ジ行程、夫テモ樹林ノ少ナイ笹地ノ処デハ右手ノ山ガ見ユル

ガ青木ノ立木ハ穀ナルガ吾等ノ眼ニハ楨デハナイカト思フ程似テ居ル、坂木ノ菊二郎ハ集落監ノ壁ヲ見テ皆楨ノ木ヂヤト云フタガナル程、色ハ同一也。今爰テ立木ノ姿モヨク似テ、香ヒコソ異ナルガ色ト木理ハ殆同一テアル、午後ハ追々疲レガ増ス斗リ看守ハ囚徒ヲ督シ所々デ大キナ火ヲ焚テ暖ヲトランメ湯ヲワカシ湯ヲイヤス。愈々漸ク日暮頃奈井江ト砂川ノ間ナル小川ノ橋場東側ニ道路工事中泊リシ囚徒木屋ニ着シ徹夜、囚人カ火ヲ焚テクレタノデ着ノミ着ノマ、夜ヲ明カス、人道ヲ奈井江ヨリ砂川ニ進メバ小川ヘ下リ込ム処アリ、彼所ニ小屋カ在タ也。此所テモ朝夕例ノモツサウ(小桶)飯也。

六日 割板ノ壁テ風ハ入り次第割板ノ敷板ニ藁薙デハ樂々ハ夜モネラレスノデ朝ハ早く起出、朝食モソコノニ道ノ氷ツテ居ル中ニ一里デモ余計ニ進マント吾一勝ニ出立、砂川ニハ少々家カ在タ田利ノ妻ガ小供ニ乳吞マセテ居タノデ始メテ全人ヲ知ル田利ハ知テ居タガ妻ニハ今始テ也。昨日ノ天氣テ雪ハ大部分消ヘ朝早イノデ道モヨシ難ナク空知川ニ着タ、笹小屋カ四、五軒アル、吾々移住者ノタメ囚徒カ大急ギデ橋ヲ架ケタトノ事、全部雜木ノ丸太斗リ、板ハ少シモ使ハズ仕上タリ、此迄ハ三浦ト云フ人カ渡舟シテ居タルガ官ヨリ吾々ノ為メ飯橋架ケタル也。橋ヲ渡レバ右側ニ大工建ノ家アリ、此ハ駅通テ高畑ト云フ人ガ主人也。駅通ハ道序デ設ケタ者デ人馬ノ継立ヲナン旅客ニ便ゼンムル也。夫ヨリ進メバ道カ右ニ曲リテ又一直線右ハ山左ハ原野(此所カ現在ノ滝川市街地)其所ニ遠藤ト云フ人ノ木挽小屋一軒アルノミ(其木挽ノ名前モ其トキハ知ラヌ)前方ヨリ来ル人ハ川津ノ野崎熊太郎氏、彼等ハ前日ニ来テ移民ヲ其家タニ案内スル係員也。訊ケバ君ノ番号ナレバ此坂上レバ直ク近イヨ、左側入口ニ番号札アル云々、一ノ坂上ツタ、見渡限リ大木山、其木ノ間ニチラノト白イ屋根ガ見ヘル、他ナシ屯田兵屋デアアル也。ア一彼ノ家カト指サシ泥田ノ笹原テライノ足ヲ注意セヨト職人カ通フノニ笹ヲノギテアルノデ足ガ危ヒ、ヤツト家ニ着ケバ大工ガ残り仕事ヲヤツテ居タ。十月ノ十八日ニ故郷ヲ立テ十一月六日北海道ノ空知太漸ク着ク、着タガ主人モ居ナクバ迎ヘル者モナシ、薪モナクバ水モナイ、夜具モナケレバ箸一本モナイ、アルノハ庭前カラ大木ト笹ト丈、市来知ヨリ用意シテ来タ斧ト鋸、此木ガ能ク燃エルダロト倒シテ焚付ケタガ中々モエナイ、燃エナイノモ当然様ノ木デ在タ、此レモ其時ノ笑話ノ一ツ、二町目ノ西(現今鉄道ノ踏切ノ処)ノ事務所(タキ出シ場)ヘ夕食受取ニ行カネハナラス、三丁目ノ事務所ヘ布団ト鍋トカ金盥トカ一通リノ炊事道具量丈ケハ敷

テ在タ、五日ノ焚出テ毎日ノ何某ハ大人何人小人何人数ト大小人ノ割合ニ飯ヲ量テ塩鮭ノ辛苦イ奴ヲ一切レ宛、飯ハ古米デ何ノネバリモナクバラノ播ク如ナ真黒ナ飯、此焚出ハ何人ガ受負タカ知ラヌガ畜生随分儲ケ上ガツタト思フ

吾々ハ身分ノ事ヨリ外知ラヌケレ共道庁ノ方デハ容易ナラス斡施デ在タト思フ、市来知以北ノ道路ハ斯ル惡路ナルモ移民ノ食糧始メ給与品ト移民各自ノ荷物等中々大シタ大貨物ナルガ大シタ移民ニ不自由モ与ヘズ運ビ付ケ配給シタルハ実ニ驚人タル者也。

此レ等運搬ニ従事セシハ大部分囚徒テ在タ彼等ハ今罪ノ人デ苦役ナストハ云ヒ、均シク吾等ノ同胞也。然ルニ今吾等ノ為ニ勞役ニ服セラル、真ニ感謝ノ念ナクシテ可ナランヤ。

何シロ水棚押入炉迄加ヘテ板間カ十坪半、土間カ七坪。疊ハ十疊半丈也。其所ヘ四家族二十人超ス所モアロー、吾等ハ十六人ダケレ共中々狭苦シイ、家ニ依テハボツノ喧嘩も出来ル、自分等ノ家ニハ何モ争ヒハナカツタガ生木ヲ焚キ燻ルノデ眼ノ悪イ者ガ続々出来タ。

荷物ガ着テ一同ニ行渡ル迄ハ容易テナカツタガ追々着テ受取加フルニ本願寺ヤ基督教デ沢山ノ義捐品ヲ募リ幾度モ配給サル店モ出来テ来ル、土倉(吉野郡川上村、大滝ノ豪家)氏ノ特志デ支配人ノ杉本勇治氏ニ依リ大坂テ世帯道具ヲ沢山買込、移住民ノ荷物トシタノデ運賃ハ只(無料)テ着キ、殆仕込値段デ売捌イタノデ、忽一般ニ行キ渡リ何程一般ニ助カツタ事ヤラ。義捐金モ分配スル米ハ一日大人五合、小人三合、六十才以上三合、塩噌料大人一日一錢五厘、小人一錢宛(意外)

到着當時コソ氣候ノ悪イ寒サニ向ツタトキナルト一面ノ草原ト思ツタノニ余リノ大森林ナルト余リノ遠国(来タノデ最早故郷ノ人ニ二度ト出会フ事ハ出来ナイト悲觀シタリスルノデ一同元氣モナカツタガ、世帯道具モ一切調ヒ金ハクセル米ハモラウ、追々懐コハ良クナル、仕事ハナイノデ毎日遊ブトイウ有様デ追々贅沢カ出テ来テ酒ヨシ鮭ヨシデ當時流行ノドンガラ、節ガ出ル、賭事カ始マル、ホービキ、ヨシノトカ云フ札事。

自分ト沢渡席吉ハ魚釣リニ空知川ヘ行クニ一日二人デ鰻ヲ手桶ノ八分釣タ、尔来四十年ニナルガ其日位釣タ事ハ始メノ終テ在タ、婦リニ松本忠太(山天ノ峰尾屋)ガ八、九寸モアルウグイヲ四五本、釣テ居タノデ始テ北海道ノウグイヲ

見タ、一ノ坂上ルト左側ニ大倉組ノ木挽が百人カラ働テ居ルノデ其ヤマメヲ二人テ売ニ行タ。相場モ知ラズ安ク捨売ニヤツタ。

当時余リ往来カ頻繁ナ(移民ガ来タ為ニ)ノデ道路カ悪ク通行至難ナノデ一ノ坂ヨリ三丁目迄徒ヲシテ道路ヘ割板ヲ敷キ詰メタリ。市来知ヲ出立ノ際ノ履物ハ草鞋ノ外ニゴ、ハズ、エトカ云フテ藁ヲ編ンデ親指丈ケ分ケテ有ルワ、ラ、ヂヲ履タ上ニ爪サキカラ被ブセテ止メル者トヲ一同ニ分配セラレ皆々足拵ヘノ仕度ス。

第二回ハ相模丸、第三回ハ兵庫丸。

十一月中ニ全部到着、其所ヲ六百戸ヲ十二組ニ分ケ一組五十戸宛夫レニ組長一人、又五ツニ分ケ什長五人ヲ置ク。

移民惣代更谷喜延、戸籍係松実瀧器、会計係野崎良馬トス。

神納川五十戸テ自分ガ組長ニ当選ス、役場ニハ三名ノ外臨時雇ハ今中義人、上杉米蔵、池本梅吉其他多シ。

其冬屯田兵志願者募集シ内野ヨリハ岡熊太郎、中西太良吉、久保菊太郎、森留吉入隊ス、十二月廿日入隊。

移民地ハ石狩川向ヒノ徳富ト決定ス。(自分等到着シテカラ移住地ガ決マツタ者也)家ハ道庁ヘ委カシテ請負契約ヲ建テ引渡シ受ル事(毎戸下付金五十円也)。耕馬料ハ十二円五十銭(二戸廿五円)ノ割、井戸三円(四戸十二円)ノ割、布団ハ一戸二枚宛、担桶一荷角桶一荷、米洗桶大小、鍬・鎌・斧・鋸・鍋大小・杓子・杓、鉋其他義損金テ買フタ物モアル。土地ハ排水道路橋梁ヲ架ス、建物ハ役場、学校、倉庫、病院、倉庫ハ救助米ヲ入レ毎月配給ナス為ニ建築セシ者也。今ノ役場ノ所ト橋本町ト二棟建築セリ。

十二月廿日ニハ屯田兵志願者九十二戸ノ入隊式、五丁目ノ中隊本部デ執行ナスニ付見物ニ行、大隊長ハ縣左門、中隊長ハ福井某也。

移住後入浴ノ方法ナイノデ、風呂桶ヲ共同デ造ラント田利豊人ニ頼マレ赤平ノ集治監出張所ニ杉本監守長ヲ訪ヒ、手紙ヲ渡シ角材ヲ取タ末オ貫ヒ製材ナス事トス、当時屯田兵屋建築大倉組請負ノ中、集治監デモ夫ヲ又下請負シ建築其用材伐リ出シ中。

番外地ヨリ東ニ進ミ二十丁テ空知川ニ出タ処ニ木屋(出張所)アリ其所テ四人ガ木挽ナセリ、椴角ハ川ヲ超ヘテ小谷ヘ入りタル山林也。現今ノ赤平沼ノ上ミニエ流シ出ル支流ノ川上ヨリ伐リ出タル也。中西太良吉、北村製四郎、尾上亀五

第二章 開村以前

郎其他四五名引連レ角ヲ出シタガ風呂桶ハ造ラズ角ハ田利ガ甘クヤツタデシヨウ、其時自分ハホ、マ、チニ角材ヲ持チ帰り自分カ板ニ挽キ菊二郎ヲ頼ミ入物箱指シタガ今ニ残ツテ居ル。(中略)

(注) 赤平沼・現在の滝川公園の沼上に続いてあったもの、湖も埋立てて田圃にしたものである。駄馬の沢と云つたところから滝川公園にかけ一帯が深い沼地であった。

到着後一度ハ雪カ消ヘ魚釣りモナシ、新波止場ヘ始テ石狩川見ニ行タリ(當時ハ徳富側ニ渡守(茂平)ノ小屋一軒有タ丈也。)

雪カ降り出シ最早根雪テ毎日ノ降雪斗リ、始テノ事トテウツトシクマルデ頭カラ何カ被サツテ居ル如ナ心持、噫今頃内地ニ居ルナレバ日向ボツコーシテ暮セル者ヲト望望ノ念モ起キテ来ル。

沢渡席吉ノ父ハ次第二重体ニ向ヒ碌々養生モ出来ルテナシ、遂ニ三月末頃テ在タカト思フガ死去シ空知川向ヒニ埋葬シタ。氣候劇変ノ土地ヘ移ツタ事トテ病人ハ多クナリ恰モ吾等ノ居ル処ハ村出入口ナレバ前ノ道路ヲ毎日ノ葬式ガ通ルノニハ心淋シクナツタ

屯田兵入隊式後空知太ヲ改テ村名ヲ設ケ滝川村ト称ス。

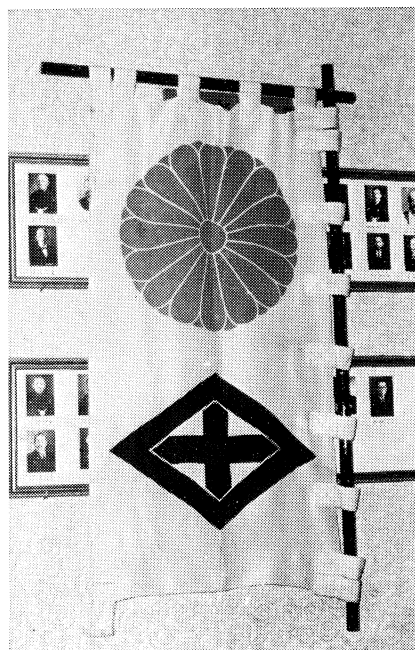
久敷学生ヲ遊ヘセテハ置カレヌトテ西二丁目ノ授業場(炊出シタル所也)ヲ仮教育場ニ充テ野尻村ノ田上金五郎、川津ノ野崎熊太郎等教授ス。五条郡役所書記上杉直温、十津川郷ヨリ代表トシテ久保成吉ノ両氏来ラレ村制上ノ基礎ヲ定メ帰国セラル。

当時道庁ノ出張所ハ三丁目ヲ少シ四丁目ニ至ル本道ノ西側ニ立派ナ建物アリテ、大久保ト云フ道庁属官ガ外一名ト出張セリ此所迄電話架設アリ。移民ノ事務所ハ其附近ナル三丁目ノ本通りテ屯田兵屋ニ置キ向側(東側)ニ土倉ノ杉本店営業ス。春ニナルト其附近ヘ札幌ノ㊦ガ店ヲ開ク。

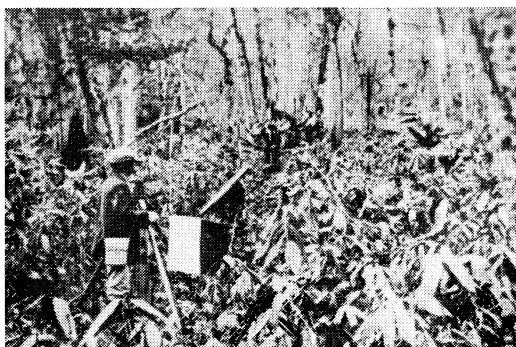
徳富ニ新十津川村設置ト共ニ川向ヒノ空知太ニ滝川村ヲ置ク。

(中略) 屯田兵入隊シタ者ハ抽籤シテ己ガ家ニ引移ル、毎日ノ伐木ニ着手、三丁目ノ東ノ練兵場ヲ練兵ヲ習フ、米ハ七合五勺塩噌料ハ三錢宛トナル、当時ハ軍律ガ厳數テ叩カレヌ者ハ殆トナイ、田利位デアルトノ咄テシタ、一月頃ヨリハ三丁目、本通りニ木屋ナレ共洗場カ出来入浴ニ不自由ナイ様ニナツタ。毎月受取給助米ハ二ノ坂ノ上ノ倉庫テ配給セリ。(以下略)

北海道の開拓史上、十津川移民は他に類例を見ない特色がある。



十津川組旗



植民区画測量状況

まず、集団の規模であるが六〇〇戸という大集団を組織して渡道し未開地を切開き一村を形成した。しかもこれが同郷の出身者のみによるものであり、母村の四分の一が来住し新しい村を作ったわけである。この村を「新十津川村」とし、極めて団結に富む豊かな郷土として開拓発展させたのである。

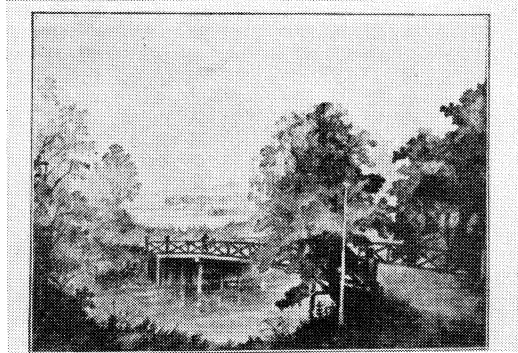
十津川郷における水災害が移住の動機であるが、明治二十二年八月十九日、二十日の暴風雨発生以来一カ月で移住の与論が統一され、二カ月後には住みなれた郷里をあとに移住が開始されている。さらに三カ月後には渡道予定の移

住民は空知太の屯田兵屋に全部入居してしまった。これは丁度屯田兵屋の建築中であつたが、集団越冬に窮屈ながらも兵屋の利用が出来る時に當つたことで、政府の厚い保護や国内の同情を得たことと、同郷人の熱心な政治的な猛運動もさることながら、大集団の受入れに時期的な一致があつたのである。

そして土族移民として、さらに屯田兵としての移住措置をとる手配も兼ねて屯田兵屋の建築を急がせた前提もあつたのである。

新十津川村之景

新十津川村、石狩國神戶郡、在リ大和國吉野郡
 十津川郷民ノ移住開拓セル所アリ明治二十二年
 八月郷民洪水ノ災ニ罹リ財産ヲ盡シ其慘狀言
 フヘカラス依テ郷中ノ有志者請合シテ本道ニ移
 住セント欲シ奈其難題ニ請願シ縣廳更ニ當廳ニ
 移住請願シ共ニ内閣ニ上請シ移民費金拾七萬
 五千七百四拾圓四拾錢ノ財源安附ヲ得タリ乃
 チ其移住地ヲ石狩國神戶郡字「トック」ニ擇定シ
 毎戸一萬五千坪ニ區畫シ同年十月十一月ノ交六
 百戸ヲ渡航セシメ一時十津川屯田兵屋ヲ借リテ之
 ニ居ラシム内九十二戸ハ同屯田兵ニ編入シ他ハ
 翌春「トック」ノ地ニ移ラシム同年秋更ニ移住ス
 ルモノ三十戸相共ニ懇懇勉勵シテ荒蕪ヲ拓キ明
 治二十六年末ニ至リハ製成反別千九十一町
 歩アリ作物ノ主要ナルモノハ小豆ニシテ惣反別
 ノ三分一ニテ占メ玉蜀黍、粟、大豆、樺栗、小
 麥、蕎麥等之ニ次ク



新十津川村之景
 <北海道植民図解>